

管内概況

令和2年版



国土交通省

九州運輸局 福岡運輸支局

目 次

I 福岡県の概況

1 地勢	1
2 福岡県の人口	1
3 福岡県の交通インフラ整備	1
4 福岡県における主要交通網の概況	2

II 管内の業務別概況

1 企画調整・総務企画関係業務	
・福岡県における地域公共交通確保維持事業の取り組み	3
・福岡県における倉庫の概況	6
・旅客輸送の概況	7
2 輸送関係業務	
・乗合バスの概況	8
・貸切バスの概況	9
・レンタカーの概況	9
・タクシー輸送の概況	10
・トラック輸送における取引環境・労働時間改善福岡県地方協議会	13
・貨物事業の概況	13
3 監査関係業務	
・自動車運送事業の監査の概況	15
4 登録関係業務	
・自動車登録の概況	18
5 整備・保安・検査関係業務	
・自動車検査制度及び点検整備制度の概況	28
・自動車整備事業の概況	29
・自動車の事故・公害関係の概況	30
・街頭検査の実施状況	31
6 海事関係業務	
・運航関係事業の概況	32
・船舶関連事業の概況	36
・船舶登録の概況	37
・モーターボート競走の概況	38
・船舶検査業務の概況	39
・船員関係業務の概況	39
・船員労働安全衛生関係業務の概況	40
・海技資格及び水先関係業務の概況	41
・船員職業安定関係業務の概況	41
・運航労務監理官関係業務の概況	42
・外国船舶監督業務の概況	43
7 独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部関係業務	
・独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部の仕事	44

III 運輸支局等の概況

1 沿革	
・福岡運輸支局等の概況	47
・福岡運輸支局(門司港庁舎)の沿革	48
・若松海事事務所の沿革	49
2 主な所掌事務	
・福岡運輸支局等の主な業務内容	50
3 管轄区域	51

福岡県の概況

1. 地勢

福岡県の北部には、玄界灘、響灘、周防灘が、南西部には有明海が広がり、筑紫山地、筑肥山地、耳納山地などの山地や、筑後川、遠賀川、矢部川などの川があります。川沿いには平野が広がり自然に恵まれています。九州の北に位置する本県は、九州と本州を結ぶ交通の要衝を占めています。福岡、東京間880キロメートルに対して、福岡、上海間は890キロメートルとほぼ同距離にあり、福岡、ソウル間は540キロメートルと、朝鮮半島や中国大陆に極めて近い位置にあります。福岡県の面積は、約4,987平方キロメートルで、全国29位の大きさです。（平成30年度）

2. 福岡県の人口

福岡市、北九州市の2つの政令指定都市を持つ福岡県の人口は、令和2年9月末現在510万8,038人です。また、福岡県には29市、29町、2村があり、これら60市町村（令和2年10月末現在）は地理的、歴史的、経済的特性などから、「北九州」「福岡」「筑後」「筑豊」の4地域に分けられています。

3. 福岡県の交通インフラ整備

(1) 道路

主要国道として、北九州から福岡を経由して県の西側を南北に縦断する国道3号線の外、県の東側に国道10号線があり、国道200号、201号、209号、210号などが縦横に整備されています。

高速自動車道は、国道3号線にほぼ並行するように北九州～福岡～久留米を経由して南北に縦断する九州自動車道、鳥栖から大分方面に県南部を東西に大分自動車道が、県西部には西九州自動車道、県東部には東九州自動車道が開通（平成28年4月）しました。

都市高速道路は、福岡市と北九州市に整備されており、福岡市においては、市西部から南部を経由する外環状線（福岡高速5号線）が平成24年7月に全線開通し、放射環状型の自動車専用道路ネットワークが整備されました。平成28年度からは、自動車専用道路アイランドシティ線（福岡高速6号線）の整備に着手されています。

また、地域間の連携強化及び広域的な交流を促進するため、国道443号山川バイパス、国道442号八女筑後バイパス、国道385号三橋大川バイパスなど、幹線道路の整備が進んでいます。

(2) 鉄・軌道

新幹線は、山陽新幹線が北九州から福岡まで整備されているほか、九州新幹線鹿児島ルートが平成23年3月に全線開業しました。長崎ルートについては、平成24年6月に武雄温泉～長崎間を一体的な事業として工事実施計画が認可され、概ね10年後の完成を目指し工事が進められています。

JR線は、国通3号線沿いに鹿児島本線、国道10号線沿いに日豊本線があり、その外、筑豊本線、久大本線、筑肥線、日田彦山線、篠栗線が整備されています。

民鉄線としては、西日本鉄道が太宰府線、甘木線の支線を含めた福岡から大牟田までの天神大牟田線、及び福岡から新宮町までの貝塚線、筑豊電気鉄道が北九州から直方まで、第三セクターとして、甘木鉄道が甘木から佐賀県基山まで、平成筑豊鉄道が行橋から直方まで整備されています。

また、都市鉄道・軌道として、福岡市内には地下鉄線が3路線、北九州市内にはモノレール1路線が整備されています。

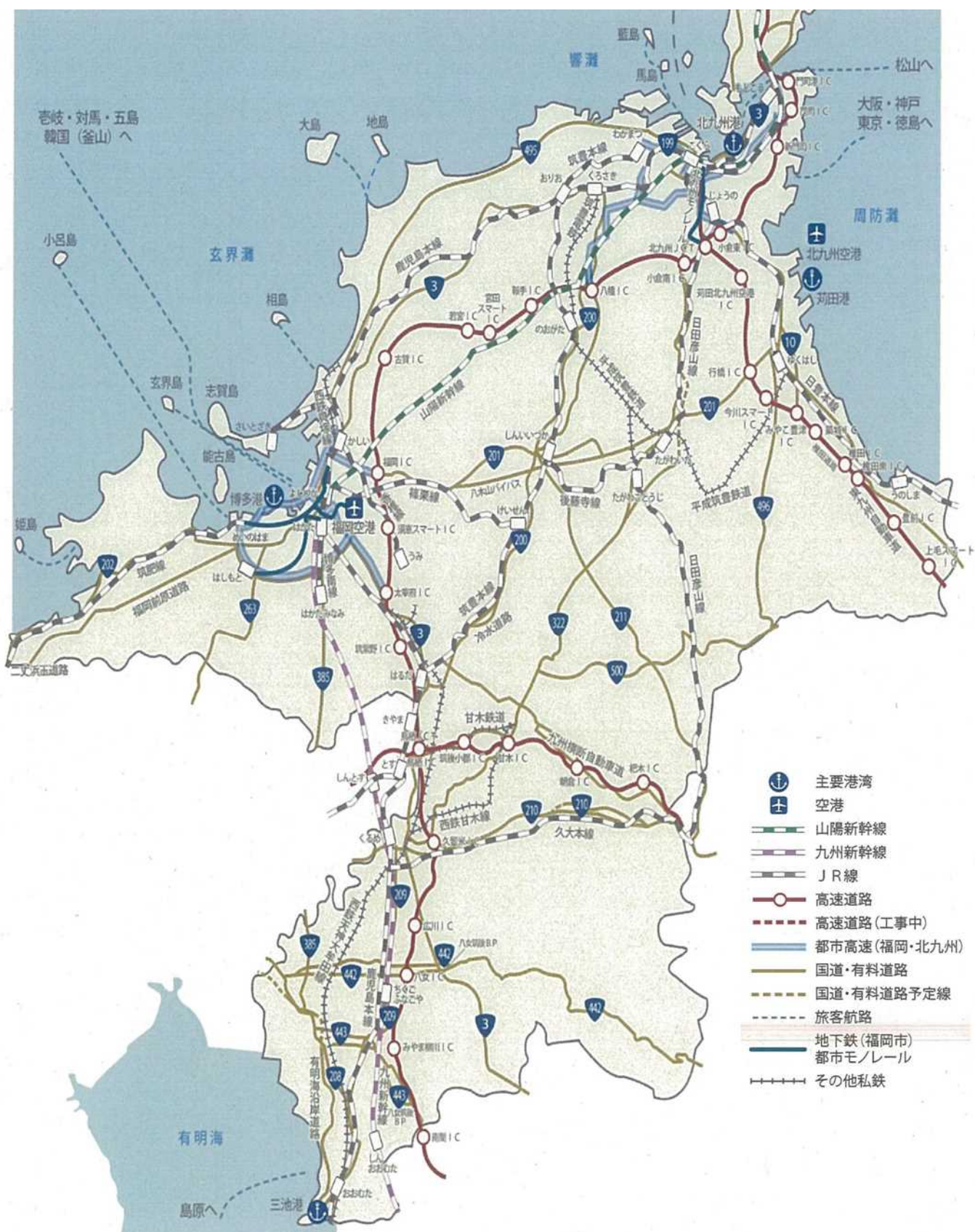
(3) 港湾・空港

港湾は、国際拠点港湾の北九州港と博多港、重要港湾の苅田港と三池港があり、北九州港には太刀浦、ひびきコンテナターミナル、博多港はアイランドシティ、香椎パークポートのコンテナターミナルが整備拡張されています。

空港は、福岡空港と北九州空港があり、北九州空港は24時間対応型の海上空港として整備されています。

また、福岡空港は現在、国内線側の平行誘導路二重化事業により、構内道路再編、エプロン改良等を実施しています。

福岡県における主要交通網の概況



福岡県における地域公共交通確保維持事業の取り組み

企画調整担当

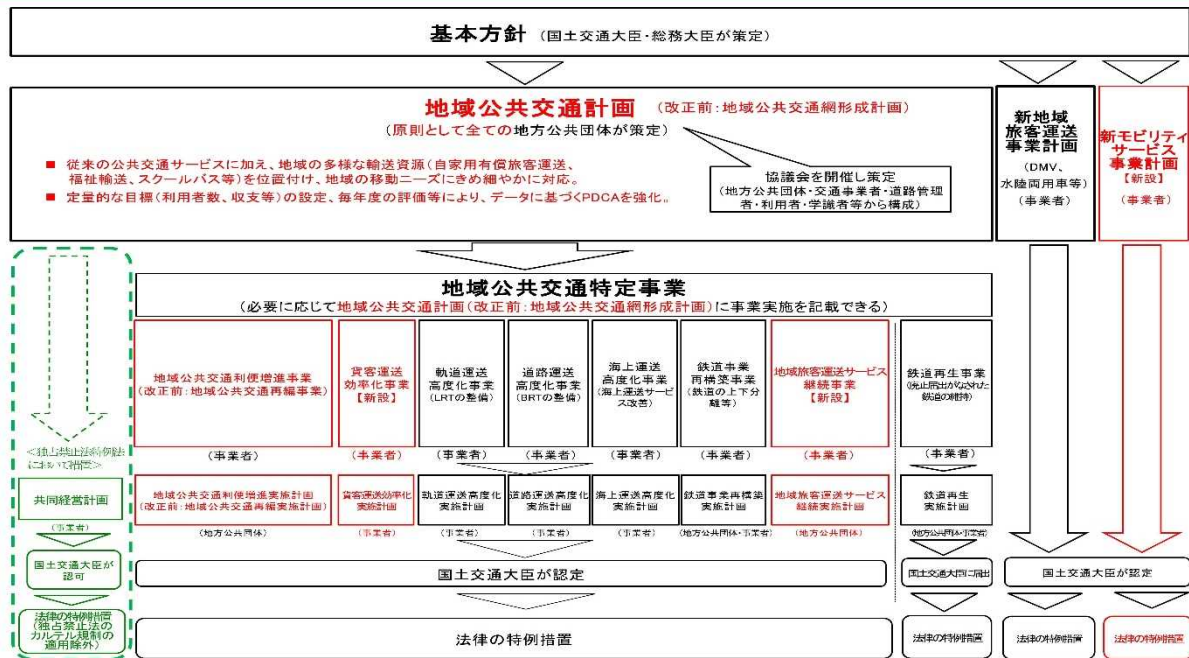
① 住みやすく、活力に満ちた地域社会の実現に向けた取り組み

現在、多くの地域で人口減少に伴い、バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小などにより地域の公共交通の維持・確保が厳しくなっています。他方、高齢者の運転免許の返納が年々増加している等、受け皿としての移動手段を確保することがますます重要な課題になっています。

このような状況を踏まえ、原則として全ての地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる計画（地域公共交通計画）を策定した上で、公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を促すため、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が、令和2年11月27日に施行されました。

地域公共交通活性化再生法の基本スキーム（改正後）

国土交通省

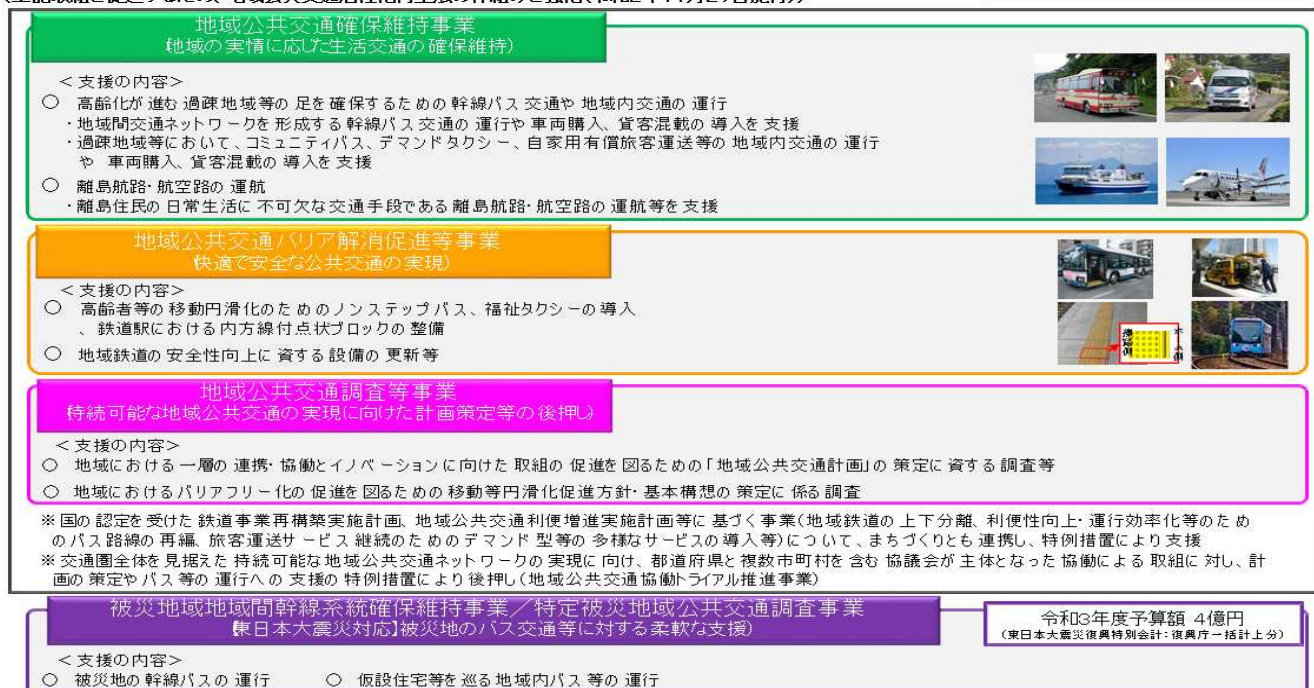


② 地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実にに向けた取組を支援
(上記取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みを強化(令和2年11月27日施行))

令和3年度予算額 206億円
(前年度比1.01倍)



■改正地域公共交通活性化再生法の施行(2014年11月)以降、2021年1月末までに、**612**件の地域公共交通計画(旧地域公共交通網形成計画)が作成され、**40**件の地域公共交通利便増進実施計画(旧地域公共交通再編実施計画)が国土交通大臣により認定。また、2020年12月末までに、**234**自治体が地域公共交通計画及び立地適正化計画を両方作成。(参考:立地適正化計画作成都市数…347)

[illegible]

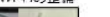
観光庁 令和3年度予算額 34億円

また、最新の知見を踏まえた観光分野における感染症対策や持続可能な観光の実現に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援する。

擴容

注：補助対象は、観光地の「まちあるき」の満足度向上支援事業の対象となる地域を除き、着地型整備に積極的に取り組んでいる地域において実施されるものに限る。
また、非営利団体の事業と認定申請事業については、助成要件の対象外

■ 基本的ストレスフリー環境整備

無料Wi-Fiの整備 	案内表示の多言語化 	タブレット端末の整備 	決済端末等の整備 	サーモグラフィ等の導入 	混雑状況の「見える化」 
■バリアフリー環境整備					
客室のバリアフリー化 	浴室のバリアフリー化 	食堂の段差の解消 	トイレのバリアフリー化 	非接触型チェックインシステムやキーレスシステムの導入 	等 

多言語表記
 多言語案内用タブレット端末等の整備
 無料Wi-Fiの整備
 トイレの洋式化及び機能向上
 全国共通1Cカード、QRコード決済等の導入
 移動円滑化
 感染症対策
 等

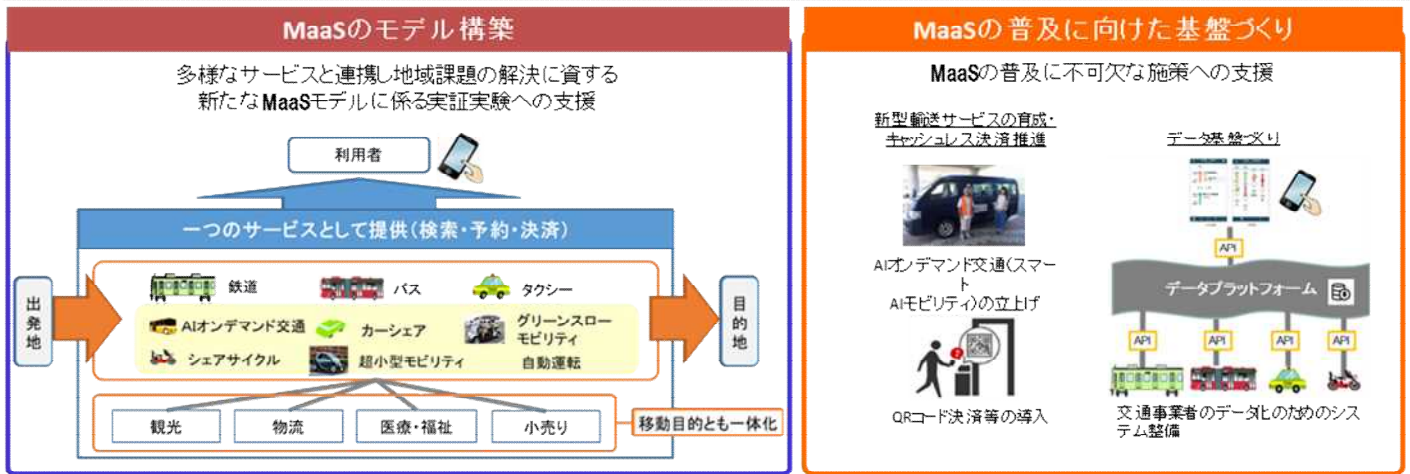
- ・訪日外国人旅行者の安全安心な旅行促進調査
- ・訪日外国人旅行者向け受入環境整備に関する調査

補助率： 1/2 1/3 等
(例：非常用電源等) (例：案内標識の多言語化等)

⑤日本版MaaS推進・支援事業

令和3年度予算額 1億円
令和2年度第3次補正予算額 305億円

新たなモビリティサービスであるMaaS(Mobility as a Service)の全国への普及を図り、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化等を進めることを目的として、地域課題の解決に資するMaaSの実証実験やMaaSの普及に必要な基盤づくりへの支援を行う。



全国各地でのMaaSの普及⇒日本版MaaSの実現

地域課題の解決
(地域や観光地の移動手段の確保・充実、公共交通機関の維持・活性化 等)

⑥公共交通利用環境の革新等

観光庁 令和3年度予算額 12.4億円

- 新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えた反攻姿勢に転じつつ、地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、感染症拡大防止対策を講じた上で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進する。
- あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。



✚ (あわせて⑥～⑨を支援可能)

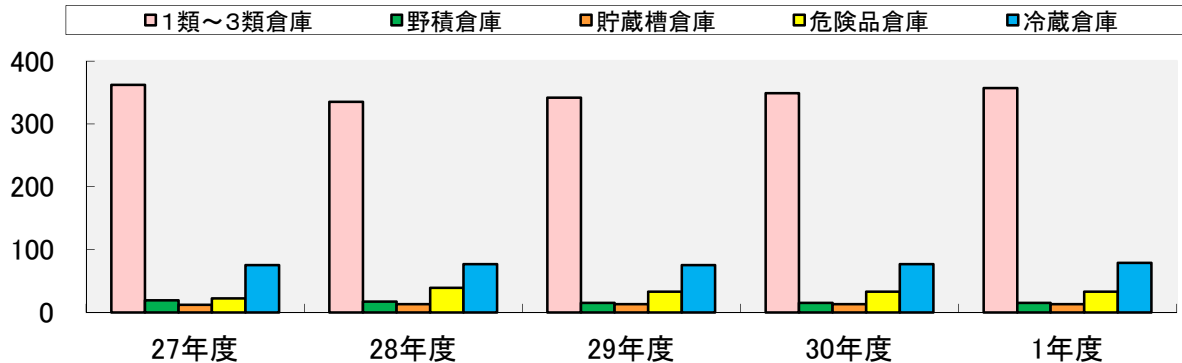


福岡県における倉庫の概況

総務企画担当

県内の令和元年度末の事業者数は、普通倉庫418社、冷蔵倉庫79社で、それぞれ前年度比約102%、約103%となっている。庫腹量は、1～3類倉庫3,104千㎡、野積倉庫276千㎡、貯蔵槽倉庫627千㎡、危険品倉庫128千㎡、冷蔵倉庫2,642千㎡であり、九州管内における県内庫腹量のシェアは1～3類倉庫は約6割、冷蔵倉庫は約5割となっている。

1. 福岡県事業者数(者)



	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	前年度比
1類～3類倉庫	362	335	342	349	357	102.29%
野積倉庫	19	17	15	15	15	100.00%
貯蔵槽倉庫	12	13	13	13	13	100.00%
危険品倉庫	22	39	33	33	33	100.00%
冷蔵倉庫	75	77	75	77	79	102.60%

2. 倉庫事業庫腹量

(単位: 千㎡)

	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度(A)	(A/B)	九州管内(B)
1類～3類倉庫	2,732	2,809	2,912	2,992	3,104	60.73%	5,111
野積倉庫	294	287	276	276	276	35.38%	780
貯蔵槽倉庫	626	501	627	627	627	30.63%	2,047
危険品倉庫	109	163	117	127	128	36.99%	346

(単位: 千㎡)

	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度(A)	(A/B)	九州管内(B)
冷蔵倉庫	2,058	2,131	2,299	2,553	2,642	49.75%	5,311

3. 保管実績

(1) 普通倉庫(品目別年間入庫高)

(単位: 千トン)

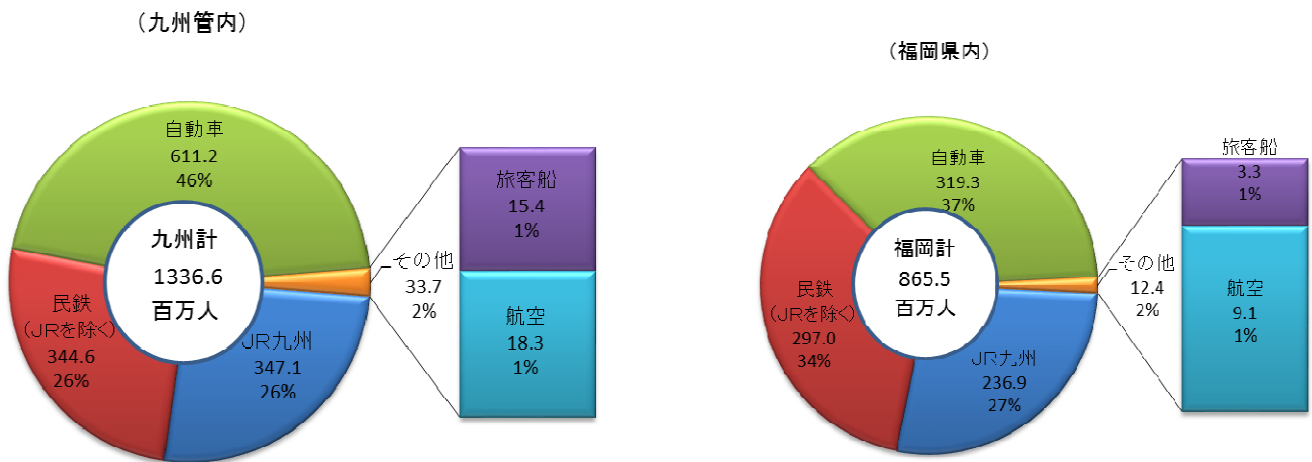
	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度(A)	(A/B)	九州管内(B)
農水産品	1,732	1,733	1,895	1,674	1,836	27.81%	6,601
金属	849	751	961	848	844	11.24%	7,511
金属製品機械	961	936	1,301	1,323	1,486	73.78%	2,014
窯業品	67	49	77	45	77	81.91%	94
化学工業品	1,324	1,343	1,582	1,727	2,060	49.59%	4,154
紙・パルプ	590	581	590	1,315	606	54.64%	1,109
繊維工業品	77	73	71	194	52	63.41%	82
食料工業品	1,850	2,046	2,519	2,168	2,629	62.86%	4,182
雑工業品	792	881	912	762	986	69.14%	1,426
雑品	4,966	2,423	4,664	4,499	4,560	44.12%	10,335

(2) 冷蔵倉庫(品目別年間入庫高)

(単位: 千トン)

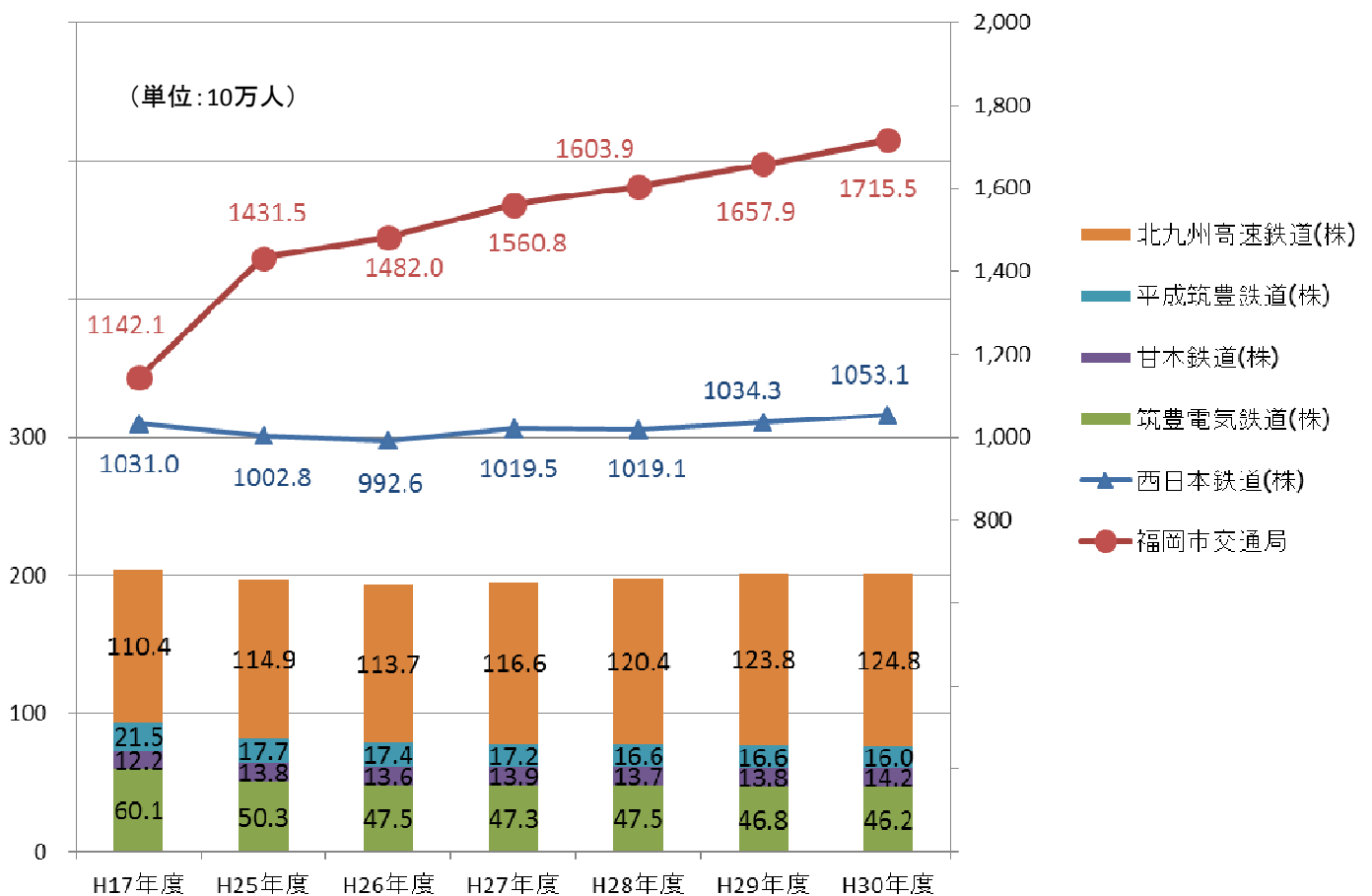
	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度(A)	(A/B)	九州管内(B)
生鮮水産品	17	8	20	16	17	73.91%	23
冷凍水産品	207	209	229	182	168	31.64%	531
塩干水産品	59	53	63	52	47	58.02%	81
水産加工品	40	32	56	40	40	56.34%	71
畜産品	158	149	198	161	152	32.20%	472
畜産加工品	145	201	148	126	119	43.91%	271
農産品	89	89	82	72	68	30.77%	221
農産加工品	125	74	148	125	134	58.52%	229
冷凍食品	460	436	559	480	512	61.54%	832
その他	72	79	97	97	92	51.40%	179

1. 輸送機関別旅客流動人員比率



資料:国土交通省旅客地域流動調査(平成30年度)

2. 鉄道・軌道の輸送人員の推移 (福岡県関係)



(注)甘木鉄道は、佐賀県分も含む

資料:「九州運輸要覧」鉄道・軌道・輸送人員の推移

乗合バスの概況

輸送担当

県内に本社を置く乗合バス事業者(主に、コミュニティバスのみの運行をする乗合バス事業者は除く)は14社で、車両数2823両を保有し、令和元年度には269,139千人を輸送している。

福岡県における乗合バスの輸送人員は、昭和39年の564,739千人をピークに、以降はモータリゼーションの進展や地下鉄をはじめとする都市新交通の拡充、交通渋滞に伴う定時性確保困難等による利便性の低下からバス離れが進み、減少傾向にあったが、近年においては下げ止まりとなっている。

ICカードや割引券の導入、バス停の上屋設置や多言語表記のといった利用促進の他、福岡市においては平成28年8月には連接バスの運行を開始しており、輸送の効率化を図ることで運転手不足への対策を行っている。

また、交通信号と連動した都市新バスシステムやバス接近表示システム、公共車両優先システム(PTPS)等を導入することで、走行環境改善と利用者利便の向上に努めている。

地方部においては、利用者減少に伴いバス路線の維持が困難になっていることから、生活交通確保のためにコミュニティバスや乗合タクシー等の導入が進んでいる。

1. 乗合バス輸送数量等の推移

年度別	車両数 (両)	路線キロ (km)	輸送人員 (千人)	実車キロ (千キロ)	営業収入 (千円)
H12年度	3,316	8,026	295,353	183,510	63,694,791
H17年度	3,264	9,278	292,704	184,846	58,328,670
H22年度	2,981	9,125	273,519	166,103	53,512,998
H25年度	2,983	13,604	274,177	161,170	54,446,755
H26年度	2,962	15,581	272,819	162,743	53,949,412
H27年度	2,978	15,350	273,971	159,184	54,525,247
H28年度	2,947	15,768	273,206	154,986	54,519,247
H29年度	2,920	16,054	275,056	151,328	55,943,815
H30年度	2,859	16,133	272,541	149,152	57,535,603
R1年度	2,823	14,371	269,139	142,250	53,387,025

※H25～H29年度の路線キロは、事業者集計の修正により、昨年度までの管内概況より補正を加えている。

2. 県内事業者の概況

(令和2年3月末現在)

事業者名	所在地	車両数 (両)	路線キロ (km)	輸送人員 (千人)	実車走行 (千km)
北九州市	北九州市	94	168	5,392	3,169
西日本鉄道(株)	福岡市	1,769	5,027	188,013	87,424
堀川バス(株)	八女市	40	163	594	1,149
JR九州バス(株)	福岡市	70	1,141	1,725	5,696
九州急行バス(株)	福岡市	49	173	850	7,137
(株)甘木観光バス	朝倉市	19	147	187	420
西鉄バス久留米(株)	久留米市	66	433	4,170	3,554
西鉄バス大牟田(株)	大牟田市	34	240	1,886	1,992
西鉄バス筑豊(株)	飯塚市	81	402	3,441	4,245
西鉄バス宗像(株)	宗像市	30	229	1,500	1,225
西鉄バス二日市(株)	筑紫野市	56	214	3,012	2,157
西鉄バス北九州(株)	北九州市	502	773	58,282	22,076
(株)ロイヤルバス	福岡市	7	1,674	29	659
(株)天領バス	福岡市	6	3,588	51	1,341

県外事業者の概況

- 昭和自動車(株)
(本社 佐賀県唐津市)
配置車両数 (県内)
(乗合) 99両
(貸切) 34両

志摩営業所を中心に福岡市西部、糸島市一円の路線と唐津～博多間の運行

- 西鉄バス佐賀(株)
(本社 佐賀県佐賀市)
県内に営業所はなく、佐賀市を拠点として小都市を運行

貸切バスの概況

輸送担当

管内の貸切事業者は、乗合兼業者13者、貸切専業者107者（令和元年度末現在）であり、昭和55年に642両であった保有車両が令和元年度末では1,972両に増加している。

貸切バス事業は、レジャー、研修、旅行といった国内の需要に加え、近年では訪日観光客によるインバウンド等、利用者ニーズの拡大や多様化が進んでいる。高速道路の整備、車両の高級化等が進み、平成12年2月から需給調整規制廃止、免許制から許可制への移行を盛り込んだ改正道路運送法が施行され、事業者数、車両数ともに増加傾向にあり、事業を取り巻く景況環境はますます厳しさを増している。

こうした中、平成24年4月の関越自動車道ツアーバス事故や平成28年1月の軽井沢スキーバス事故の発生を受け、高速ツアーバスの廃止や、適正な運賃の収受に向けた取り組みを行っており、平成28年6月には「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」として、許可更新制の導入、貸切バス適正化センターを新たに立ち上げ、適正化のために民間指定機関による巡回指導を行うなど、安全・安心な貸切バスの運行を実現するために再発防止策を実施しているところである。

貸切バス車両数の推移

	S55年度	H02年度	H12年度	H17年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
事業者数	13	36	57	114	123	129	128	128	127	134	128	125	120
車両数	642	850	1,144	1,430	1,413	1,612	1,670	1,718	1,865	2,068	2,169	2,170	1,972

※事業者数は、県内に営業所を有する事業者で県外本社の事業者を除いている。

レンタカーの概況

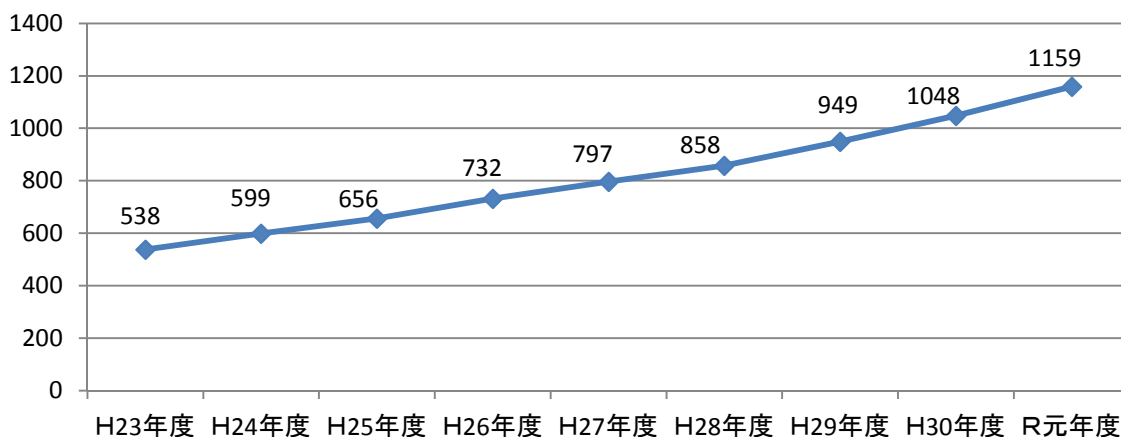
輸送担当

レンタカーは、不特定多数の人々に様々な使われ方をしており、いわば公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着し、自家用自動車の代替輸送手段として「必要なとき必要なだけ利用できる利便性」から需要がさらに伸びるものと予想される。

近年では、都市圏におけるマイカーを所有していない人々の生活用として、IT等を活用したレンタカー型カーシェアリングの導入が進んでいる。

さらに、訪日外国人旅行者の利用件数も大幅に増えており、高速道路利用にかかる割引商品の利用者増に向けた取組や、日本の交通ルールやガソリンスタンドの使用方法等の案内を記載したドライブマニュアルの作成といった事故防止に向けた取組も行っている。

レンタカーの事業者数の推移



県内におけるタクシー事業は、法人タクシー事業者数269社、個人タクシー事業者数1,912名（昨年度比64者減）、福祉専門事業者数226社となっている。一般タクシー車両数は、法人タクシー事業者が9,029両（昨年度比115両減）、個人タクシー1912両と合わせ、10,941両（昨年度比179両減）となっており、福祉車両については、法人タクシー事業者が131両と福祉専門事業者が327両の計458両となっている。

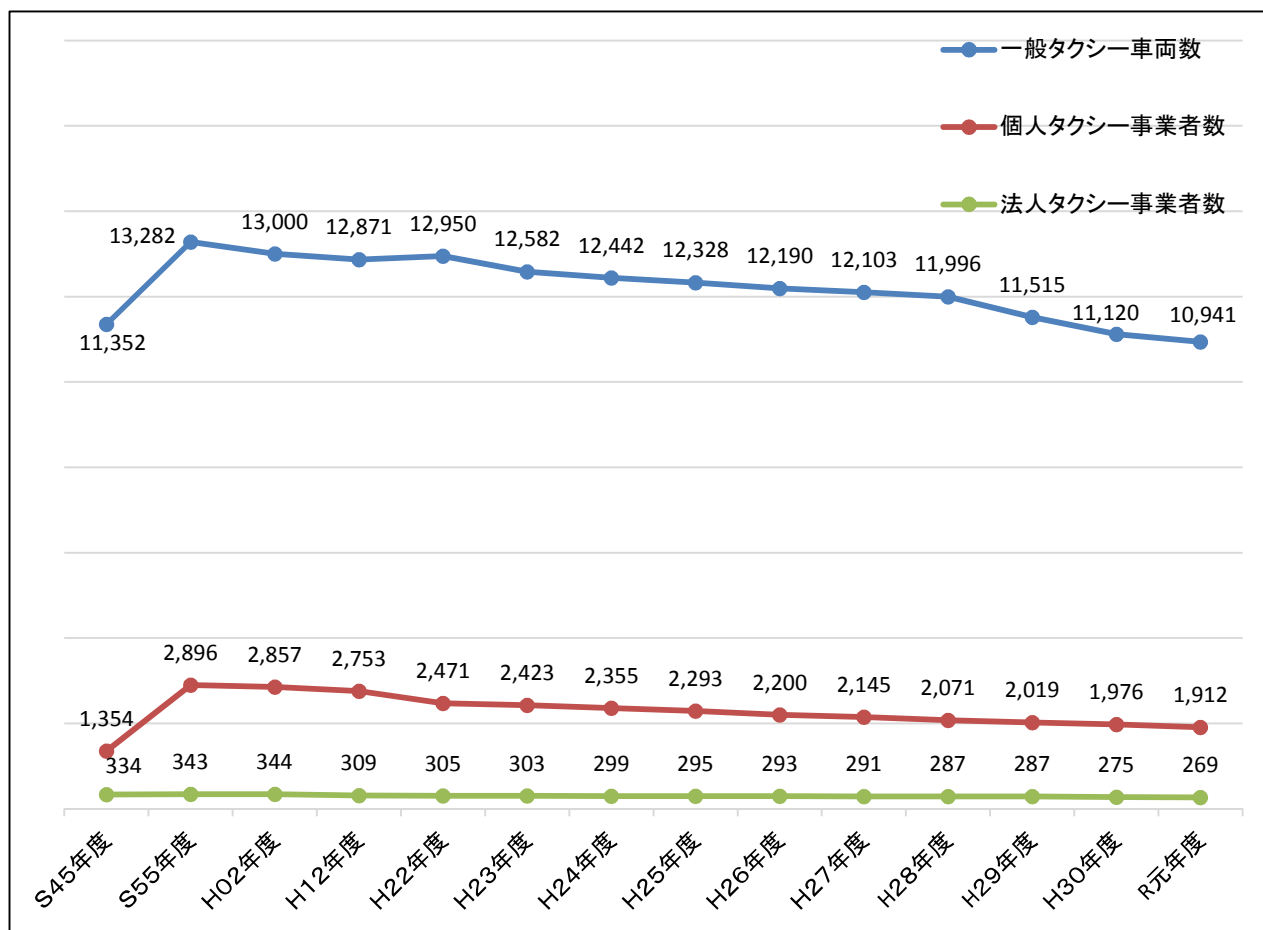
平成21年10月1日に、タクシーに関する諸問題解決のため「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、平成21年度から平成31年度までの間に法人タクシー車両数が2,025両減少しており、個人タクシーについては623両減少している。

しかしながら、更なる適正化・活性化を図る必要があるとして、平成25年11月27日に特措法の一部改正が成立し、平成26年1月27日に施行された。この特措法に基づき、福岡県内のうち「福岡交通圏」「北九州交通圏」「久留米市」が特定地域に、「筑豊交通圏」「大牟田市」が準特定地域に指定された。その後、令和2年4月1日に「久留米市」が特定地域より準特定地域に変更となり、平成30年10月1日には「大牟田市」の準特定地域の指定が解除されたが、令和2年10月1日に「大牟田市」は再度、準特定地域に指定された。

このような状況の中、管内のタクシー事業者においては、ユニバーサルデザインタクシー車両の導入やキャッシュレス化など、適正化、活性化の取組みを加速度的に進めている。

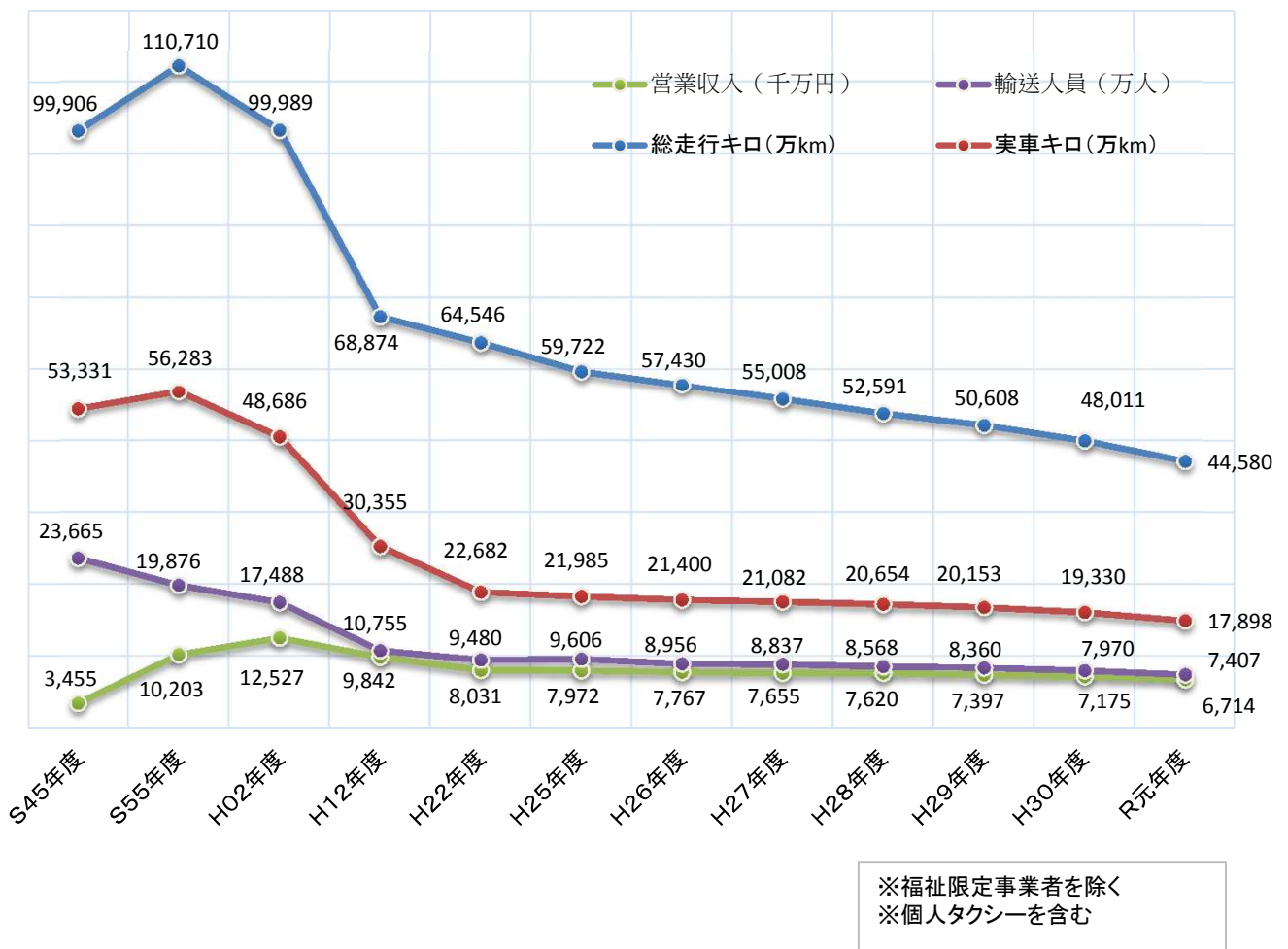
※事業者数には休止事業者数も含んでいる。

1. タクシー事業者数・車両数の推移



※福祉車両を除く。

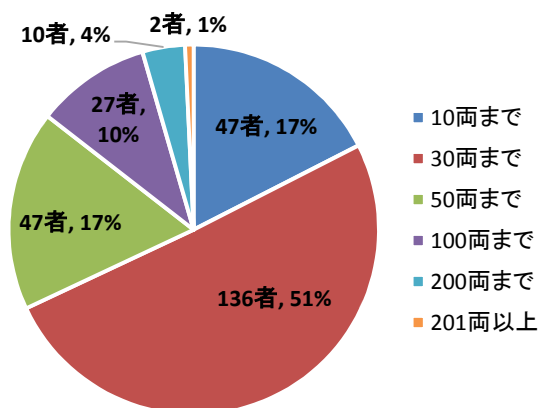
2. タクシー輸送実績の推移



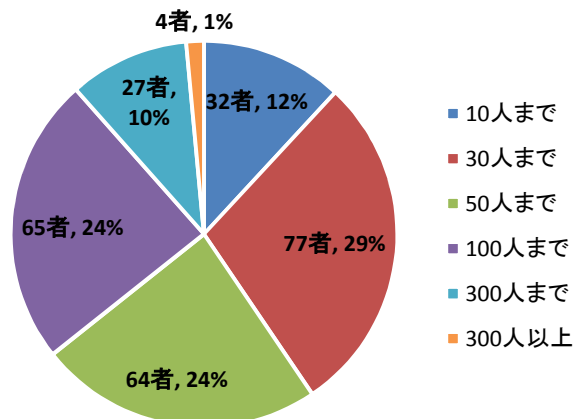
3. 規模別タクシー事業者数（法人269者）

令和2年3月31日現在

保有車両数別事業者数



従業員数別事業者数



4. 福岡県営業区域別タクシー事業者・車両数

令和2年3月31日現在

営業区域別	当該地域に 営業所を置く 法人タクシー 事業者数 ※1	法人タクシー 車両数 (福祉車両を除く)	福祉輸送事業 限定事業者数	法人タクシー 事業者の 福祉車両数
		個人タクシー 車両数		福祉輸送事業 限定事業者の 福祉車両数
福岡交通圏	102	4,433 1,486	71	58 106
北九州交通圏	67	2,381 333	42	39 74
久留米市	27	532 82	18	11 21
大牟田市	8	162 11	16	1 19
宗像交通圏	7	188 -	4	4 4
筑豊交通圏	18	409 -	10	8 12
うきは市	3	39 -	0	2 0
小郡市	3	41 -	2	0 3
筑後市	3	55 -	3	0 4
柳川市	4	75 -	6	0 11
大川市	2	28 -	0	0 0
八女市	6	70 -	8	2 10
朝倉郡筑前町・東峰村	4	18 -	2	0 1
嘉麻市	5	44 -	1	1 2
嘉穂郡桂川町	2	23 -	1	0 2
朝倉市	6	62 -	2	0 5
三井郡大刀洗町	1	3 -	0	0 0
三潁郡大木町	2	9 -	0	0 0
八女郡広川町	1	8 -	0	0 0
みやま市	4	40 -	1	1 1
田川交通圏	3	152 -	24	1 24
京築交通圏	12	257 -	15	3 28
合計	290	9,029 1,912	226	131 327

※1 複数の区域に営業所を持つ事業者は複数カウントしている。

トラック輸送における取引環境・労働時間改善福岡県地方協議会

輸送担当

トラック運送事業においては、長時間の荷待ち時間・荷役時間のため長時間労働が蔓延化している実態があり、事業者のみの努力では長時間労働を改善することが困難な状況にあることから、厚生労働省と国土交通省では、トラック運送事業者、荷主等を交えた協議会を設置し、長時間労働の抑制及び取引環境の改善に取り組むこととなり、平成27年5月20日に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」が設置され、各種課題解決に向けての協議が行われることとなった。

福岡県では福岡労働局、公益社団法人福岡県トラック協会と共同して、平成27年8月4日に標記協議会を設立し、現在までに10回開催している。令和元年12月12日に開催された第10回会議では、当面の検討テーマを「加工食品」とし併せて「農産物」についても協議を行っていくことが確認された。

貨物事業の概況

輸送担当

福岡県内に事業所を有する事業者数及び車両数の推移は下表のとおりである。

昭和62年度からは内需拡大を要因として、また平成2年の物流二法の施行による免許制から許可制に移行したことにより事業者数・車両数とも大幅な増加傾向を示していたが、近年は微増傾向となっている。

ドライバー不足の深刻化により、物流の効率化や生産性の向上、労働環境の改善が喫緊の話題となっており、改善に向けた取組の一環として、平成29年11月に標準貨物自動車運送約款の改正を行った。また、トラック運送業の健全な発達及びトラックドライバーの労働条件の改善等を図るため貨物自動車運送事業法の一部が平成30年12月に改正となり、令和2年4月にはトラック運送業がその機能を持続的に維持しながら、国民生活と経済を支えていくために、法令を遵守して経営する際の参考にしていただくことを目的に、「標準的な運賃」が告示された。

1. 貨物自動車運送事業者数の推移

	昭和45年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般	1,056	1,442	1,981	2,241	2,428	2,965	2,978	2,959	2,607
軽貨物		3,779	5,848	6,437	6,000	5,781	6,013	6,212	6,426
特積み	28	33	37	39	48	75	71	75	74
特定	89	72	50	40	22	24	23	15	11
霊柩	56	93	145	159	155	187	187	184	182
軽霊柩		116	91	70	65	43	43	45	44

※一般貨物事業者には特積事業者を含んでいる

2. 貨物自動車運送事業の車両数の推移

	昭和45年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般	17,557 (1,957)	39,599 (3,985)	54,466 (963)	56,798 (515)	52,340 (559)	61,181 (880)	62,125 (880)	63,354 (880)	65,279 (420)
軽貨物		6,420 <116>	8,703 <91>	9,332 <70>	9,643 <65>	9,546 <47>	10,198 <48>	10,837 <48>	11,524 <47>
特定	1,363	782	327	231	187	299	294	184	52
霊柩	120	245	468	513	513	635	635	684	650

※一般貨物車両数の（）は特積事業者の運行車で内数である
軽貨物車両数の<>は軽霊柩車両で内数である

3. 規模別事業者数（一般・特定）

福岡県内の事業者は、車両数別で見ると、5両までの事業者が336者、6両～30両が1,271者となっており、小規模事業者が大部分を占めている。その構成比は、6両～30両の事業者が全体の半分以上を占めており5両までを含めると約77%を占める。
また、従業員数別で見ても、30人までの事業者が1,635者と全体の約73%となっている。

規模別事業者数（一般・特定）

車両数別（総計 2,083 社 内特定10社）

※福岡県内に主たる事務所を有する事業者

令和2年3月31日現在

	1～5両	6～30	31～50	51～100	101～200	201～500	501～	合 計
事業者数	336	1,271	225	162	54	29	6	2,083
百分率	16.13%	61.02%	10.80%	7.78%	2.59%	1.39%	0.29%	100%

従業員数別（総計 2,083 社 内特定10社）

	1～10人	11～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301～	合 計
事業者数	696	817	288	176	73	17	16	2,083
百分率	33.41%	39.22%	13.83%	8.45%	3.50%	0.82%	0.77%	100%

4. 大型貨物自動車（ダンプカー）使用者数及び車両数

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（通称：ダンプ規制法）により、大型自動車に分類される普通ダンプトラック（公道を走行するもの）については、荷台に所定の表示番号を表示することが義務付けられている。福岡県内の業種別使用者数及び車両数は下表のとおりである。

なお、貨物自動車運送事業者は（営）の表示が義務付けられている。

R2年12月末現在

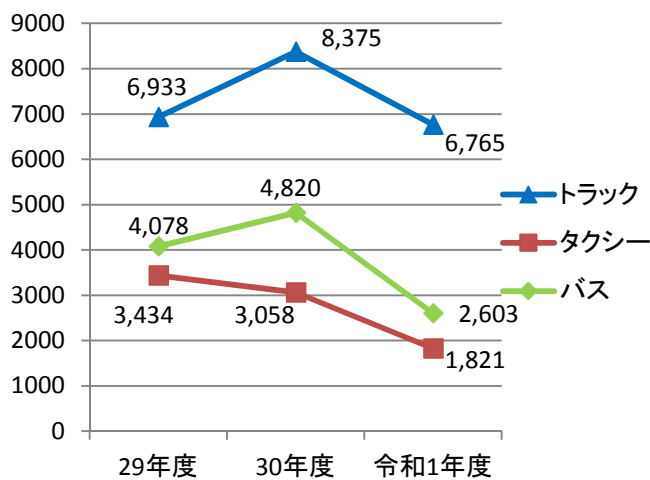
		福岡	北九州	久留米	筑豊	県合計
自動車運送事業	使用者数	183	269	117	107	676
	車両数	1,210	1,027	636	577	3,450
採石業	使用者数	5	10	4	4	23
	車両数	8	16	6	11	41
砕石業	使用者数	3	15	2	3	23
	車両数	7	35	3	11	56
砂利採取業	使用者数	4	2	0	2	8
	車両数	4	4	0	5	13
砂利販売業	使用者数	203	185	441	125	954
	車両数	328	250	785	171	1,534
建設業	使用者数	197	301	178	178	854
	車両数	367	603	343	316	1,629
その他	使用者数	25	28	9	22	84
	車両数	55	42	25	27	149
計	使用者数	620	810	751	441	2,622
	車両数	1,979	1,977	1,798	1,118	6,872

輸送の安全確保は運送事業者の最大の責務であり、国土交通省は平成29年6月に、平成32年までに事業用自動車にかかる交通事故の死者数235人以下、人身事故件数23,100件以下、飲酒運転ゼロを目標に「事業用自動車総合安全プラン2020」を公表し、併せて行政処分等の強化を行うこととした。自動車運送事業者監査では、法令等に基づいて運行管理体制等を確認し、是正が必要な場合は行政処分基準に基づき行政処分を行い、輸送の安全確保を図っている。

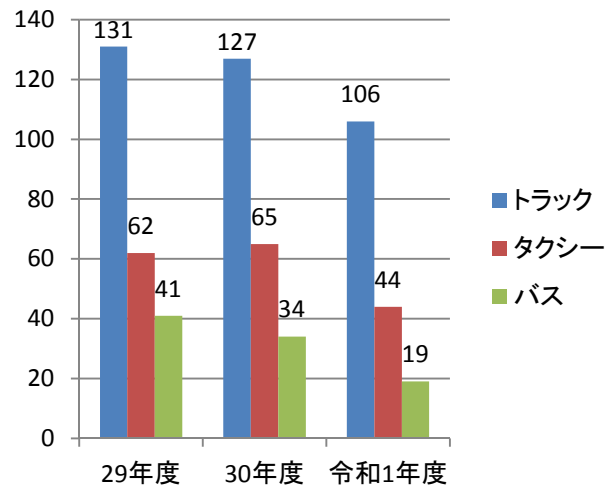
また、事故防止については事業者自らが率先して安全性を向上させる取り組みが有効であることから、平成18年度から運輸安全マネジメント制度に基づき評価や助言を行っている。

自動車運送事業者行政処分件数別推移

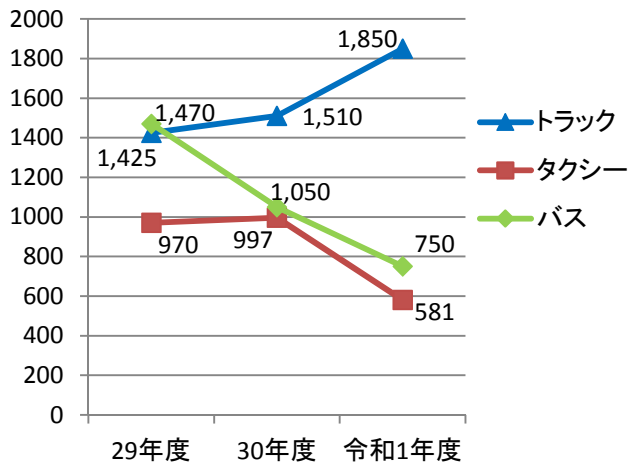
延停止日車数(九州運輸局全体)



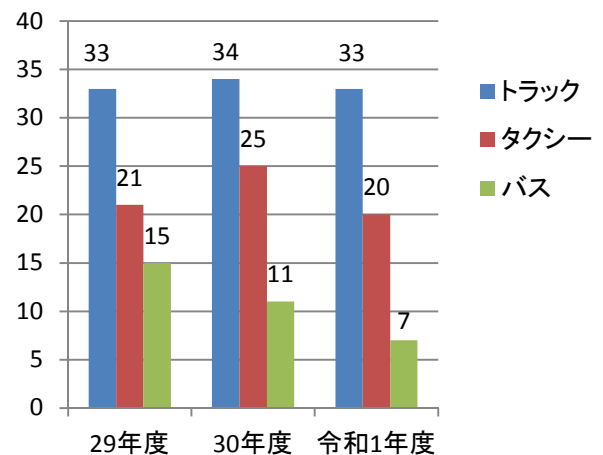
処分件数(九州運輸局全体)



延停止日車数(福岡運輸支局)



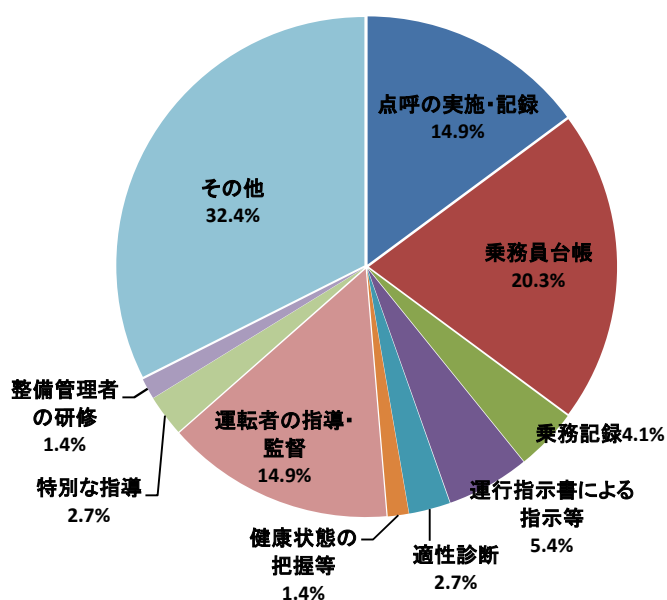
処分件数(福岡運輸支局)



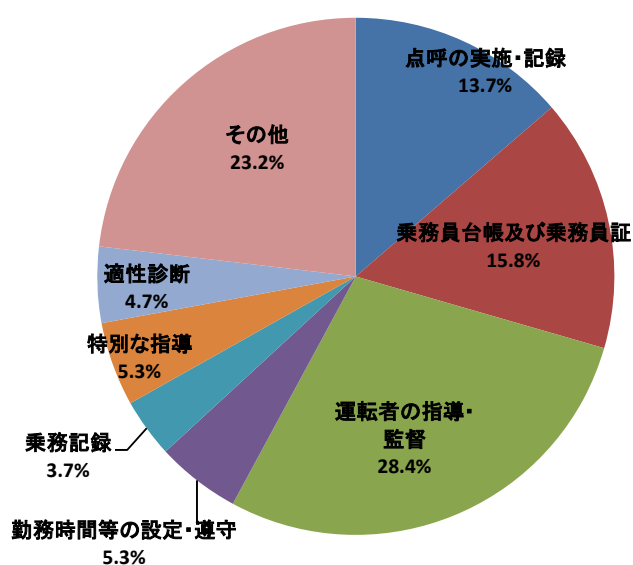
違反項目別行政処分件数(令和1年度)

- ・ バス、タクシーとも共通して運転者の指導・監督、乗務員台帳に関する項目の違反が多い。
- ・ トラックに関しては、点呼の実施・記録に関する項目の違反が特に多い。

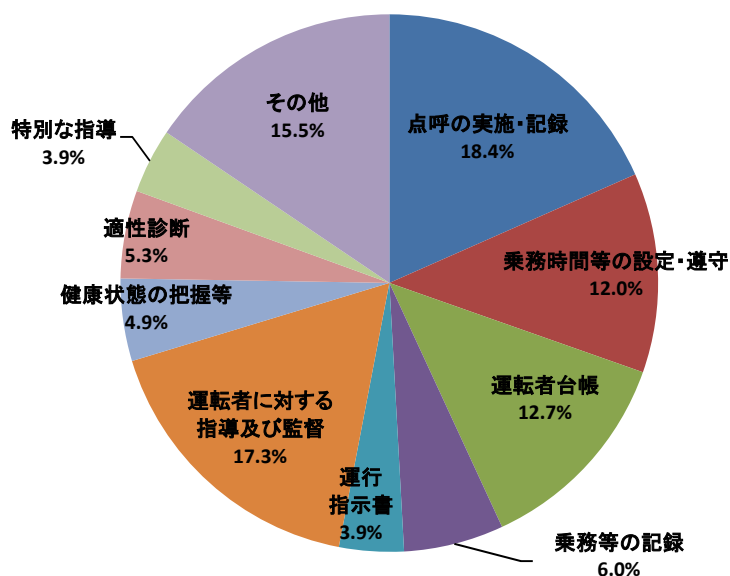
バス



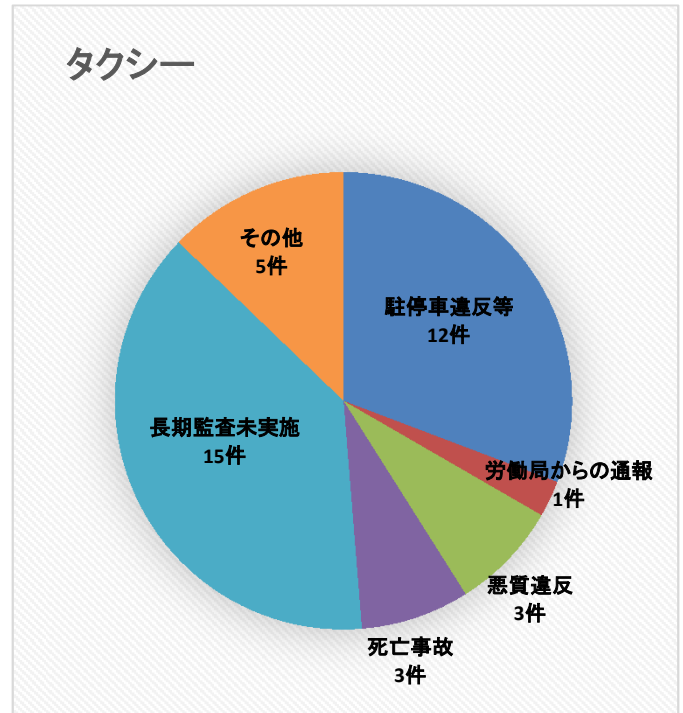
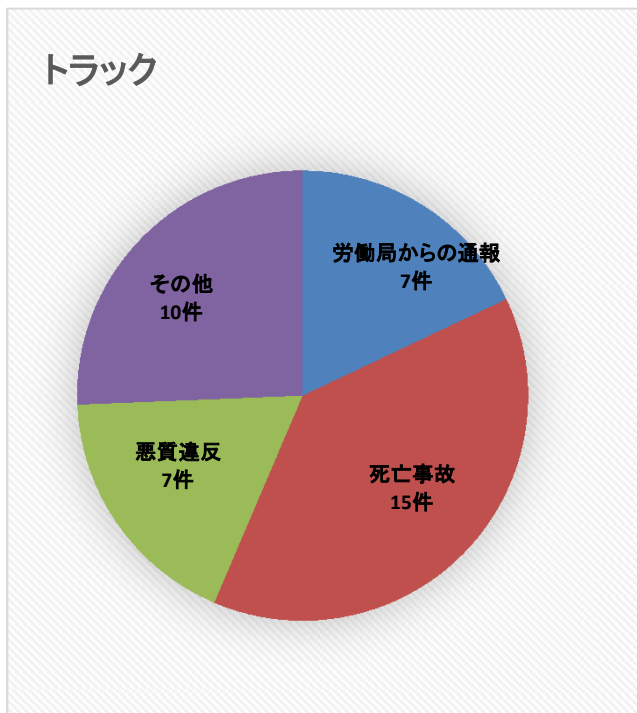
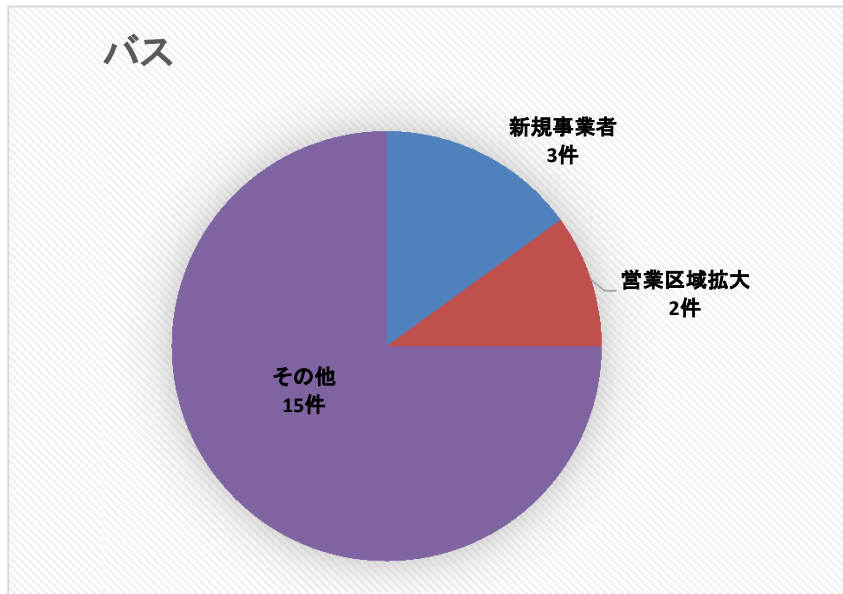
タクシー



トラック



端緒別監査実施件数(令和1年度)



＜登録の目的＞

自動車の登録制度は「所有権の公証」により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的（保有実態把握・犯罪防止・徴税・リサイクル関係・Nox・PM対策など）をもつ「行政登録」からなります。

＜保有車両数の動向＞

九州管内の保有車両数は、全国の12%を占め、福岡県は九州の35%を占めています。

昭和61年から平成2年までのバブル期に記録的に伸びた後は、成長が鈍化しています。

特に平成9年4月からの消費税引き上げ以降、その傾向がより顕著となり、保有台数は微増しているものの、ほぼ横ばいとなっています。

＜最近の動向＞

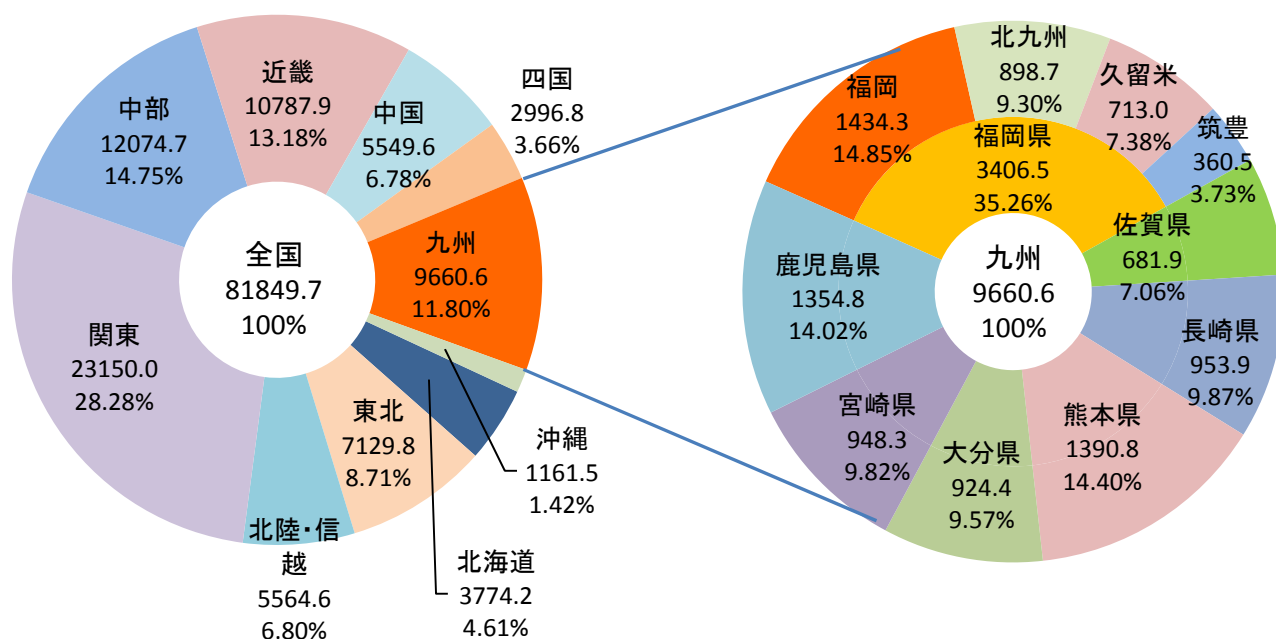
近年、自動車の排気ガス等の環境汚染や誤操作、誤発進等による事故が深刻な社会問題となっているなか、環境や安全性に考慮した自動車の技術開発が急速に進められており、エコカーに対する補助金及び減税も相まって消費者の新車購入志向は低公害、低燃費かつ安全性能が充実したエコカーや軽自動車にシフトしてきています。

これらは、保有車両数の内訳をみると特に乗用車が10年ほど前から減少傾向にあったものが平成27年以降わずかながら増加に転じています。

また、今年日本で開催される東京オリンピック・パラリンピックの大会の機運醸成等を目的とした、特別仕様ナンバーの交付が開始されており、更には申請者の負担軽減を目的とした「登録手続きのワンストップサービス(OSS)」が平成30年2月からスタートしています。

1. 全国及び九州の保有車両数(令和2年3月末現在)

(単位: 千台)

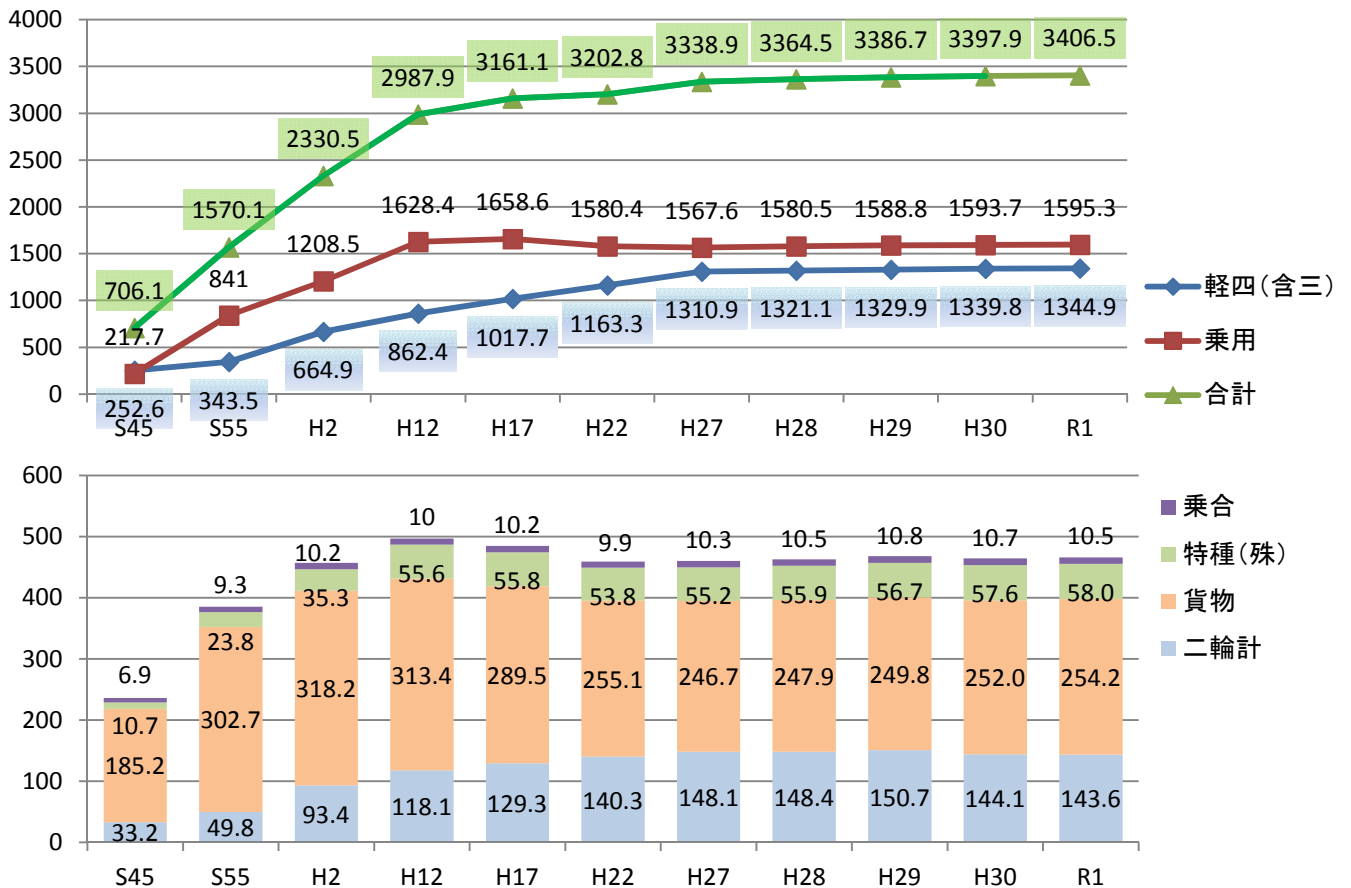


2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和2年3月末現在)

用途	車種		業態	福岡県					前年同月の車両数	対前年同月比
				福岡	北九州	久留米	筑豊	計		
貨物車	普通車		自営	20,057	14,162	13,586	7,317	55,122	54,492	101.2
			営	17,726	10,666	7,334	4,399	40,125	39,222	102.3
			計	37,783	24,828	20,920	11,716	95,247	93,714	101.6
	小型車	四輪	自営	64,211	37,885	29,266	14,053	145,415	144,967	100.3
			営	1,091	616	371	197	2,275	2,179	104.4
			計	65,302	38,501	29,637	14,250	147,690	147,146	100.4
		三輪	自営	14	5	62	7	88	88	100.0
			営	2	0	0	0	2	2	100.0
			計	16	5	62	7	90	90	100.0
	被けん引車		自営	143	161	177	54	535	496	107.9
			営	2,700	6,416	677	868	10,661	10,544	101.1
			計	2,843	6,577	854	922	11,196	11,040	101.4
	軽自動車	四輪	自営	95,234	76,680	89,926	42,851	304,691	306,832	99.3
			営	6,531	2,232	1,574	706	11,043	10,411	106.1
			計	101,765	78,912	91,500	43,557	315,734	317,243	99.5
		三輪	自営	4	7	6	3	20	19	105.3
			営	0	0	0	0	0	0	0.0
			計	4	7	6	3	20	19	105.3
	貨物計		自営	179,663	128,900	133,023	64,285	505,871	506,894	99.8
			営	28,050	19,930	9,956	6,170	64,106	62,358	102.8
			計	207,713	148,830	142,979	70,455	569,977	569,252	100.1
乗合	普通車		自営	388	153	85	95	721	738	97.7
			営	2,430	905	602	282	4,219	4,332	97.4
			計	2,818	1,058	687	377	4,940	5,070	97.4
	小型車		自営	1,683	1,261	1,006	843	4,793	4,876	98.3
			営	357	124	197	93	771	792	97.3
			計	2,040	1,385	1,203	936	5,564	5,668	98.2
	乗合計		自営	2,071	1,414	1,091	938	5,514	5,614	98.2
			営	2,787	1,029	799	375	4,990	5,124	97.4
			計	4,858	2,443	1,890	1,313	10,504	10,738	97.8
乗用	普通車		自営	394,787	198,388	136,284	65,523	794,982	775,363	102.5
			営	1,641	595	251	76	2,563	2,472	103.7
			計	396,428	198,983	136,535	65,599	797,545	777,835	102.5
	小型車		自営	364,159	206,800	142,843	75,300	789,102	807,004	97.8
			営	4,561	2,451	1,035	569	8,616	8,883	97.0
			計	368,720	209,251	143,878	75,869	797,718	815,887	97.8
	軽四輪車		自営	368,324	282,110	246,542	126,729	1,023,705	1,017,052	100.7
			営	13	31	21	9	74	66	112.1
			計	368,337	282,141	246,563	126,738	1,023,779	1,017,118	100.7
	乗用計		自営	1,127,270	687,298	525,669	267,552	2,607,789	2,599,419	100.3
			営	6,215	3,077	1,307	654	11,253	11,421	98.5
			計	1,133,485	690,375	526,976	268,206	2,619,042	2,610,840	100.3
特種（殊）用途	普通車		自営	12,894	8,417	6,639	3,485	31,435	31,235	100.6
			営	6,658	2,533	2,434	1,211	12,836	12,663	101.4
			計	19,552	10,950	9,073	4,696	44,271	43,898	100.8
	小型車		自営	2,312	1,360	1,135	634	5,441	5,294	102.8
			営	251	142	115	31	539	546	98.7
			計	2,563	1,502	1,250	665	5,980	5,840	102.4
	軽四輪車		自営	1,865	1,271	1,077	478	4,691	4,727	99.2
			営	445	79	107	42	673	661	101.8
			計	2,310	1,350	1,184	520	5,364	5,388	99.6
	大型特殊車		自営	2,869	2,771	1,338	687	7,665	7,680	99.8
			営	51	43	28	1	123	124	99.2
			計	2,920	2,814	1,366	688	7,788	7,804	99.8
特種（殊）用途計		自営	19,940	13,819	10,189	5,284	49,232	48,936	100.6	
		営	7,405	2,797	2,684	1,285	14,171	13,994	101.3	
		計	27,345	16,616	12,873	6,569	63,403	62,930	100.8	
二輪	小型二輪車		自営	33,586	18,348	14,754	7,084	73,772	72,265	102.1
			営	5	0	1	1	7	7	100.0
			計	33,591	18,348	14,755	7,085	73,779	72,272	102.1
	軽二輪車		計	27,345	22,059	13,537	6,879	69,820	71,836	97.2
二輪計			計	60,936	40,407	28,292	13,964	143,599	144,108	99.6
登録自動車数合計			計	900,985	495,854	345,465	175,725	1,918,029	1,913,992	100.2
検査自動車数合計			計	934,576	514,202	360,220	182,810	1,991,808	1,986,264	100.3
軽自動車数合計			計	499,761	384,469	352,790	177,697	1,414,717	1,411,604	100.2
合計			計	1,434,337	898,671	713,010	360,507	3,406,525	3,397,868	100.3
前年同月車両数			計	1,425,779	897,979	713,397	360,713	3,397,868	3,386,677	—
対前年同月比			計	100.6	100.1	99.9	99.9	100.3	100.3	—

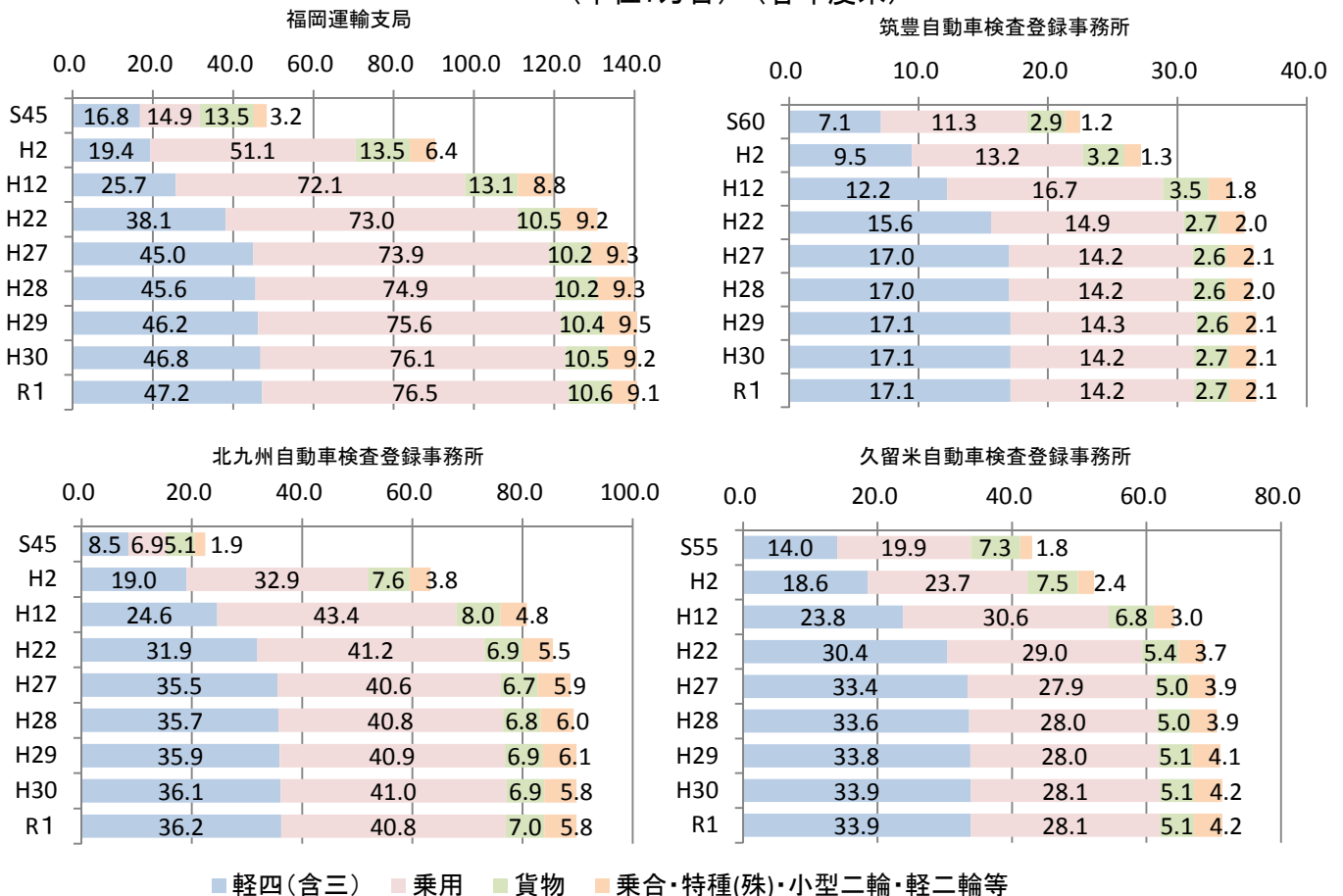
3. 福岡県内全保有自動車数の推移

(単位:千台)

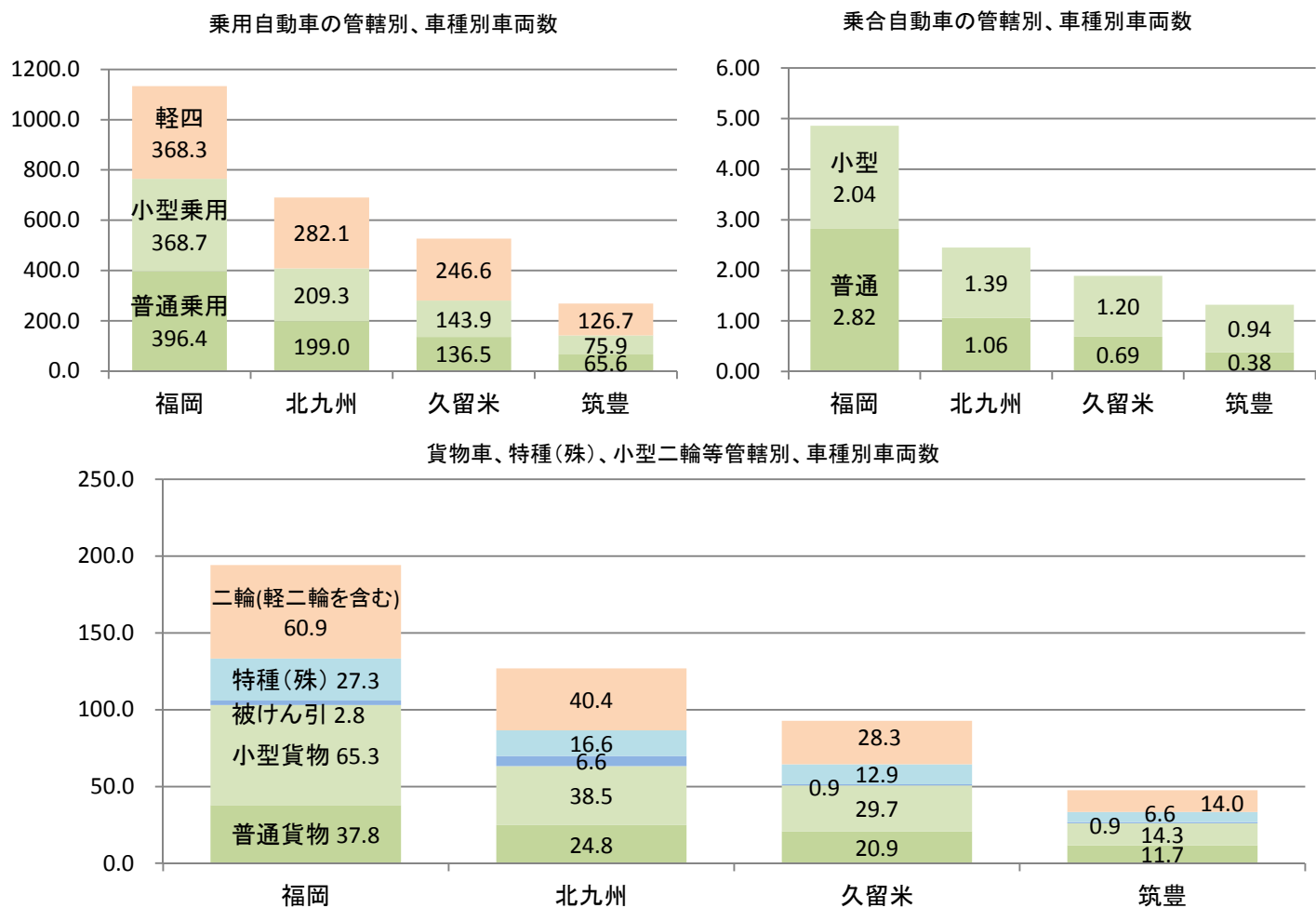


4. 管轄支局・事務所別保有自動車数の推移

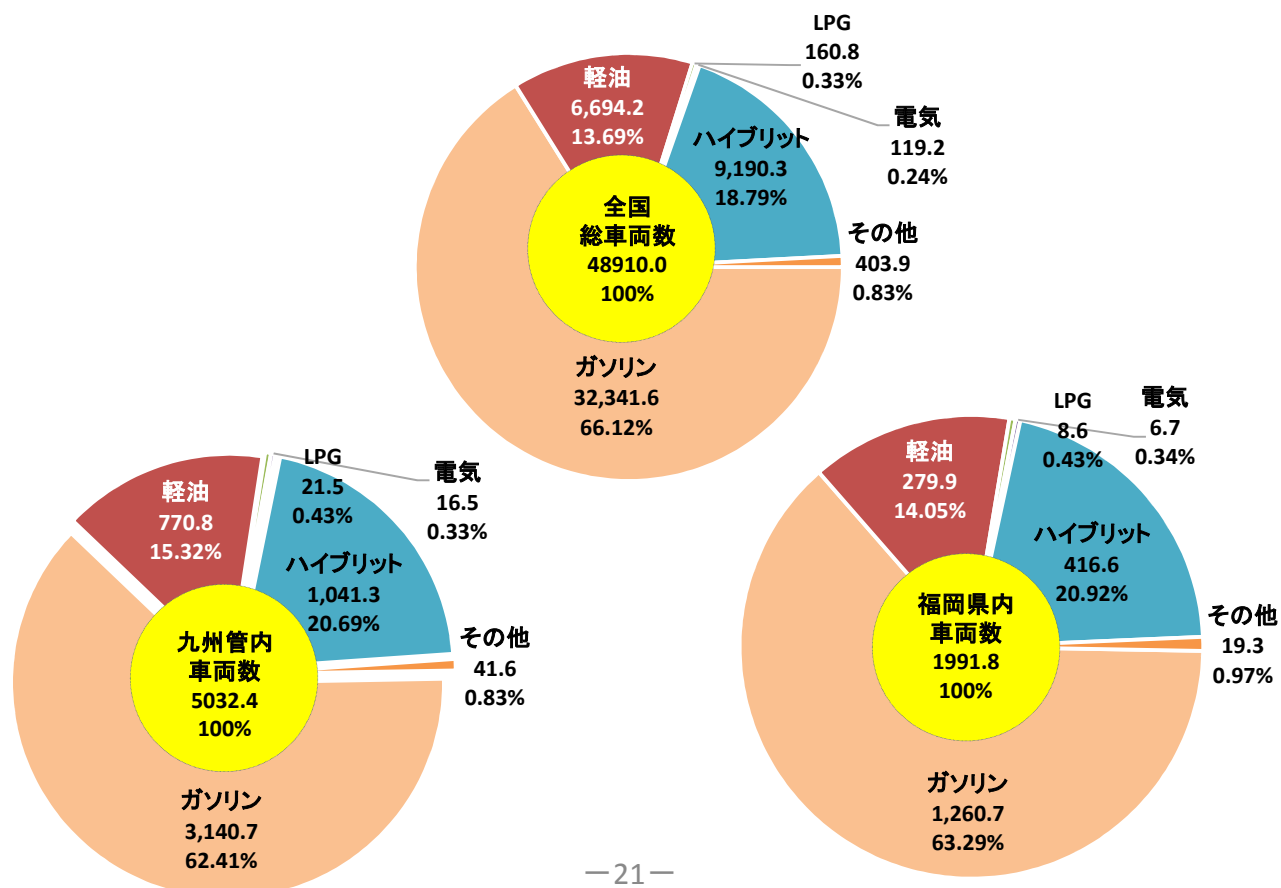
(単位:万台) (各年度末)



5. 車種別保有車両数（令和2年3月末現在）（単位：千台）



6. 燃料別保有車両数（令和2年3月末現在）（単位：千台）



7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和2年3月末現在)

(福岡運輸支局)

	貨 物					乗 合		乗 用			特 種 (殊)			二輪 (小型二輪)	登録車計 (小二合)	軽合計 (軽二輪除く)
	普 通	小 型	被牽引	軽自動車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車			
				四 輪	三 輪											
福岡市計 (政令移行後)	16,859	39,576	1,696	49,420	6	1,712	930	237,430	212,243	164,365	11,187	1,285	1,208	19,272	542,190	214,999
東 区	6,833	7,421	1,340	9,461	0	295	242	47,992	43,130	41,854	4,134	509	294	3,941	115,837	51,609
博 多 区	4,128	14,971	121	11,074	1	310	199	43,006	46,902	25,514	2,520	427	295	3,202	115,786	36,884
中 央 区	943	3,599	162	4,048	0	180	79	29,376	21,072	8,850	1,199	81	134	1,897	58,588	13,032
南 区	1,272	4,826	1	7,145	1	225	145	38,298	32,374	26,288	1,000	82	162	3,241	81,464	33,596
西 区	1,872	3,638	36	7,778	3	380	125	30,086	26,717	26,203	1,236	138	133	2,670	66,898	34,117
早 良 区	1,250	3,361	28	6,855	1	193	74	31,342	26,532	23,507	759	39	116	2,540	66,118	30,479
城 南 区	561	1,760	8	3,059	0	129	66	17,330	15,516	12,149	339	9	74	1,781	37,499	15,282
春 日 市	670	1,933	5	3,479	0	19	49	17,123	16,313	18,124	413	91	60	1,595	38,211	21,663
大 野 城 市	1,700	3,733	37	3,889	0	192	146	17,305	15,631	17,163	938	278	68	1,379	41,339	21,120
那 珂 川 市	849	1,895	5	3,194	0	156	49	8,121	7,610	9,908	437	26	59	796	19,944	13,161
筑 紫 野 市	1,261	2,213	28	4,480	0	103	66	16,506	16,258	19,787	1,148	90	138	1,346	39,019	24,405
宗 像 市	794	1,412	31	5,295	0	125	119	15,241	17,311	22,189	628	100	93	1,249	37,010	27,577
太 宰 府 市	1,231	1,429	112	2,599	0	39	61	11,203	10,945	12,976	656	39	65	958	26,673	15,640
古 賀 市	1,919	1,740	94	3,138	0	28	67	9,762	9,828	13,544	1,310	147	102	808	25,703	16,784
福 津 市	534	1,043	8	3,341	0	4	61	9,452	10,348	14,199	318	26	42	858	22,652	17,582
糸 島 市	1,316	2,370	71	9,031	0	56	157	14,309	14,777	23,906	862	70	121	1,512	35,500	33,058
糟 屋 郡	10,623	7,961	752	13,405	0	383	334	39,958	37,428	52,433	4,181	480	354	3,802	105,902	66,192
宇 美 町	1,782	1,419	145	2,178	0	138	33	6,236	5,701	9,497	574	154	49	764	16,946	11,724
粕 屋 町	2,501	1,774	189	2,928	0	37	46	8,487	7,700	10,476	867	61	51	764	22,426	13,455
篠 栗 町	711	628	103	1,546	0	55	69	4,779	4,814	7,087	335	44	27	500	12,038	8,660
志 免 町	1,417	1,398	37	2,176	0	24	83	7,602	6,899	9,155	661	49	96	704	18,874	11,427
新 宮 町	1,329	1,081	111	1,600	0	52	59	6,066	5,225	6,284	703	60	29	393	15,079	7,913
須 恵 町	1,477	1,276	43	2,028	0	5	27	5,187	5,482	7,439	525	71	74	504	14,597	9,541
久 山 町	1,406	385	124	949	0	72	17	1,601	1,607	2,495	516	41	28	173	5,942	3,472
合 計	37,756	65,305	2,839	101,271	6	2,817	2,039	396,410	368,692	368,594	22,078	2,632	2,310	33,575	934,143	472,181

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和2年3月末現在)」と一致しない。
 ※下記10市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
福岡市東区	糟屋郡志賀町
福岡市早良区	早良郡早良町
春日市	筑紫郡春日町
大野城市	筑紫郡大野町
筑紫野市	筑紫郡筑紫野町
宗像市	宗像郡宗像町、宗像郡玄海町、宗像郡大島村
太宰府市	筑紫郡太宰府町
古賀市	糟屋郡古賀町
福津市	宗像郡福間町、宗像郡津屋崎町
糸島市	前原市、糸島郡前原町、糸島郡二丈町、糸島郡志摩町
那珂川市	筑紫郡那珂川町

7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和2年3月末現在)

(北九州自動車検査登録事務所管内)

	貨 物					乗 合		乗 用			特 種 (殊)			二 輪 (小型二輪)	登録車計 (小二合)	軽合計 (軽二輪除く)
	普 通	小 型	被牽引	軽自動車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車			
				四 輪	三 輪											
北 九 州 市 計 (政 令 移 行 後)	17,366	29,281	4,965	50,592	2	918	912	147,315	153,049	191,704	9,443	2,403	930	12,512	378,164	243,228
門 司 区	3,281	2,356	3,408	4,679	0	128	105	13,606	14,804	20,039	1,255	479	94	1,210	40,632	24,812
若 松 区	2,613	2,481	382	5,048	0	81	98	13,476	13,306	20,019	1,019	418	69	1,175	35,049	25,136
戸 畑 区	744	1,908	129	3,094	0	89	34	8,227	8,763	10,010	372	118	44	787	21,171	13,148
小 倉 北 区	4,018	6,961	543	10,760	1	197	198	28,327	28,208	29,211	2,876	664	252	2,089	74,081	40,224
小 倉 南 区	2,656	6,480	195	11,431	1	149	140	33,549	34,017	45,318	1,503	228	217	3,020	81,937	56,967
八 幡 西 区	3,454	7,219	229	12,220	0	259	283	40,767	43,782	55,590	1,967	415	200	3,522	101,897	68,010
八 幡 東 区	600	1,876	79	3,360	0	15	54	9,363	10,169	11,517	451	81	54	709	23,397	14,931
行 橋 市	1,174	1,633	191	6,030	1	38	103	11,890	12,324	20,601	544	48	87	1,319	29,264	26,719
豊 前 市	538	540	7	3,047	1	3	45	3,773	4,308	7,687	319	26	39	479	10,038	10,774
中 間 市	637	1,264	17	2,484	0	11	44	6,017	6,935	11,092	325	19	43	715	15,984	13,619
遠 賀 郡	2,211	2,789	483	6,089	2	44	135	14,570	16,464	25,332	950	108	87	1,592	39,346	31,510
芦 屋 町	192	345	2	998	0	7	23	2,211	2,378	3,919	97	6	13	269	5,530	4,930
水 巻 町	692	976	53	1,696	2	10	42	4,331	4,740	7,980	313	41	20	493	11,691	9,698
岡 垣 町	559	740	120	1,950	0	21	32	4,820	5,591	8,023	251	23	32	495	12,652	10,005
遠 賀 町	768	728	308	1,445	0	6	38	3,208	3,755	5,410	289	38	22	335	9,473	6,877
京 都 郡	2,225	2,007	878	5,884	1	38	95	10,131	10,578	16,040	503	143	97	1,117	27,715	22,022
苅 田 町	1,758	1,333	855	2,566	1	30	57	6,986	6,891	10,212	344	110	35	683	19,047	12,814
み や こ 町	467	674	23	3,318	0	8	38	3,145	3,687	5,828	159	33	62	434	8,668	9,208
築 上 郡	669	985	33	4,514	0	6	51	5,284	5,586	9,715	362	57	65	612	13,645	14,294
吉 富 町	136	149	24	584	0	0	5	1,049	1,048	2,057	58	1	3	98	2,568	2,644
上 毛 町	199	265	1	1,351	0	0	15	1,271	1,365	2,326	84	21	16	166	3,387	3,693
築 上 町	334	571	8	2,579	0	6	31	2,964	3,173	5,332	220	35	46	348	7,690	7,957
合 計	24,820	38,499	6,574	78,640	7	1,058	1,385	198,980	209,244	282,171	12,446	2,804	1,348	18,346	514,156	362,166

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和2年3月末現在)」と一致しない。
 ※下記9市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
北九州市小倉北区	北九州市小倉区
北九州市八幡西区	北九州市八幡区
京都郡みやこ町	京都郡勝山町、豊津町、犀川町
築上郡上毛町	築上郡新吉富村、大平村
築上郡築上町	築上郡椎田町、築城町

7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和2年3月末現在)

(久留米自動車検査登録事務所管内)

	貨 物					乗 合		乗 用			特 種 (殊)			二輪 (小型二輪)	登録車計 (小二含)	軽合計 (軽二輪除く)
	普 通	小 型	被牽引	軽自動車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車			
				四 輪	三 輪											
大 牟 田 市	2,021	2,981	158	7,776	2	65	124	15,494	18,292	31,666	1,196	275	177	1,744	42,350	39,621
久 留 米 市	5,953	9,834	152	23,177	1	144	312	50,453	49,437	73,555	3,072	357	356	5,069	124,783	97,089
柳 川 市	1,503	2,647	72	8,111	0	39	96	9,471	10,521	20,432	713	122	88	967	26,151	28,631
八 女 市	1,909	3,124	140	11,441	2	145	175	9,421	10,316	20,069	1,240	106	116	1,176	27,752	31,628
筑 後 市	1,321	1,497	23	4,439	0	26	73	7,571	7,932	15,303	726	49	51	833	20,051	19,793
大 川 市	1,119	1,440	20	4,034	0	28	36	5,121	5,732	10,424	278	85	45	504	14,363	14,503
小 郡 市	829	899	57	3,206	0	2	47	8,591	9,297	13,837	506	18	55	784	21,030	17,098
う き は 市	737	1,124	6	5,060	1	34	51	4,257	4,652	9,399	288	37	53	589	11,775	14,513
朝 倉 市	1,941	2,220	106	8,677	1	123	126	8,340	8,778	16,026	814	77	67	999	23,524	24,771
み や ま 市	886	1,255	37	6,311	0	8	51	5,333	6,073	11,439	377	119	61	742	14,881	17,811
朝 倉 郡	915	1,067	33	3,514	0	45	54	4,815	5,126	9,112	410	30	53	503	12,998	12,679
筑 前 町	859	997	33	3,034	0	44	40	4,500	4,774	8,536	384	27	47	464	12,122	11,617
東 峰 村	56	70	0	480	0	1	14	315	352	576	26	3	6	39	876	1,062
三 井 郡	812	544	13	1,887	1	7	13	2,364	2,492	4,773	302	7	23	217	6,771	6,684
大 刀 洗 町	812	544	13	1,887	1	7	13	2,364	2,492	4,773	302	7	23	217	6,771	6,684
三 潴 郡	270	371	8	1,421	0	0	12	2,187	2,196	4,299	80	19	17	231	5,374	5,737
大 木 町	270	371	8	1,421	0	0	12	2,187	2,196	4,299	80	19	17	231	5,374	5,737
八 女 郡	697	690	29	2,280	0	21	32	3,117	3,031	6,308	318	46	22	384	8,365	8,610
広 川 町	697	690	29	2,280	0	21	32	3,117	3,031	6,308	318	46	22	384	8,365	8,610
合 計	20,913	29,693	854	91,334	8	687	1,202	136,535	143,875	246,642	10,320	1,347	1,184	14,742	360,168	339,168

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和2年3月末現在)」と一致しない。
※下記9市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
久留米市	浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潴郡城島町、三潴町
うきは市	浮羽郡浮羽町、吉井町
柳川市	山門郡大和町、三橋町
朝倉市	甘木市、朝倉郡朝倉町、杷木町
八女市	八女郡上陽町、黒木町、立花町、矢部村、星野村
みやま市	山門郡瀬高町、山川町、三池郡高田町
筑前町	朝倉郡三輪町、夜須町
東峰村	朝倉郡小石原村、宝珠山村

7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(令和2年3月末現在)

(筑豊自動車検査登録事務所管内)

	貨 物					乗 合		乗 用			特 種 (殊)			二輪 (小型二輪)	登録車計 (小二合)	軽合計 (軽二輪除く)
	普 通	小 型	被牽引	軽 自 動 車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車			
				四 輪	三 輪											
直 方 市	1,155	1,855	84	4,379	2	69	93	8,982	10,159	16,326	594	89	56	864	23,944	20,763
飯 塚 市	3,195	4,169	265	10,696	0	110	209	21,064	23,441	37,060	1,686	170	150	1,983	56,292	47,906
田 川 市	1,342	1,715	125	5,205	0	71	99	7,567	8,889	14,943	838	129	77	859	21,634	20,225
宮 若 市	1,595	1,118	97	3,153	0	55	96	4,581	5,104	8,738	420	50	44	489	13,605	11,935
嘉 麻 市	927	1,177	89	4,339	0	26	114	5,552	6,905	12,226	363	71	44	707	15,931	16,609
鞍 手 郡	964	927	69	2,259	0	3	45	3,827	4,382	7,285	248	53	31	347	10,865	9,575
小 竹 町	431	292	55	729	0	0	15	1,224	1,398	2,364	110	19	6	122	3,666	3,099
鞍 手 町	533	635	14	1,530	0	3	30	2,603	2,984	4,921	138	34	25	225	7,199	6,476
嘉 穂 郡	442	396	32	1,160	0	8	23	1,933	2,363	3,971	190	30	14	214	5,631	5,145
桂 川 町	442	396	32	1,160	0	8	23	1,933	2,363	3,971	190	30	14	214	5,631	5,145
田 川 郡	2,079	2,891	161	12,253	0	33	246	12,091	14,624	26,174	1,018	71	104	1,616	34,830	38,531
福 智 町	724	776	58	3,093	0	18	67	3,586	4,092	7,537	315	26	34	491	10,153	10,664
香 春 町	312	390	56	1,576	0	1	15	1,702	2,114	3,501	167	6	20	213	4,976	5,097
添 田 町	196	314	0	1,788	0	3	34	1,381	1,841	3,156	103	8	11	196	4,076	4,955
糸 田 町	122	227	2	1,099	0	1	37	1,370	1,574	2,966	114	7	8	175	3,629	4,073
川 崎 町	425	715	18	2,592	0	7	53	2,472	3,069	6,070	217	9	13	282	7,267	8,675
大 任 町	196	254	26	1,234	0	2	25	997	1,131	1,877	62	15	8	186	2,894	3,119
赤 村	104	215	1	871	0	1	15	583	803	1,067	40	0	10	73	1,835	1,948
合 計	11,699	14,248	922	43,444	2	375	925	65,597	75,867	126,723	5,357	663	520	7,079	182,732	170,689

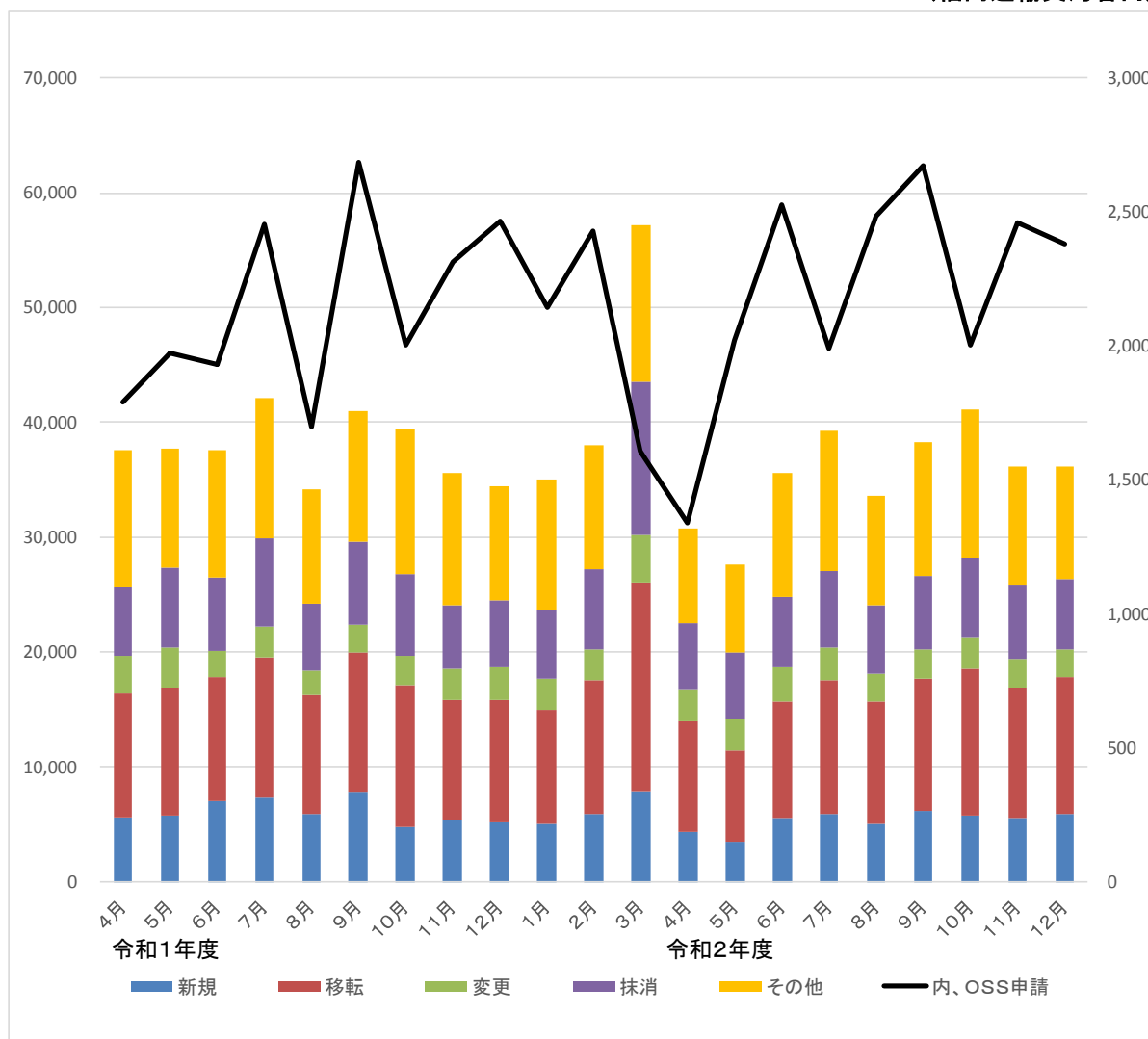
※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含んでおらず、「2. 管内支局・事務所別保有車両数(令和2年3月末現在)」と一致しない。

※下記10市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
飯塚市	嘉穂郡穂波町、筑穂町、庄内町、潁田町
宮若市	鞍手郡宮田町、若宮町
嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、碓井町、嘉穂町
田川郡福智町	田川郡赤池町、金田町、方城町

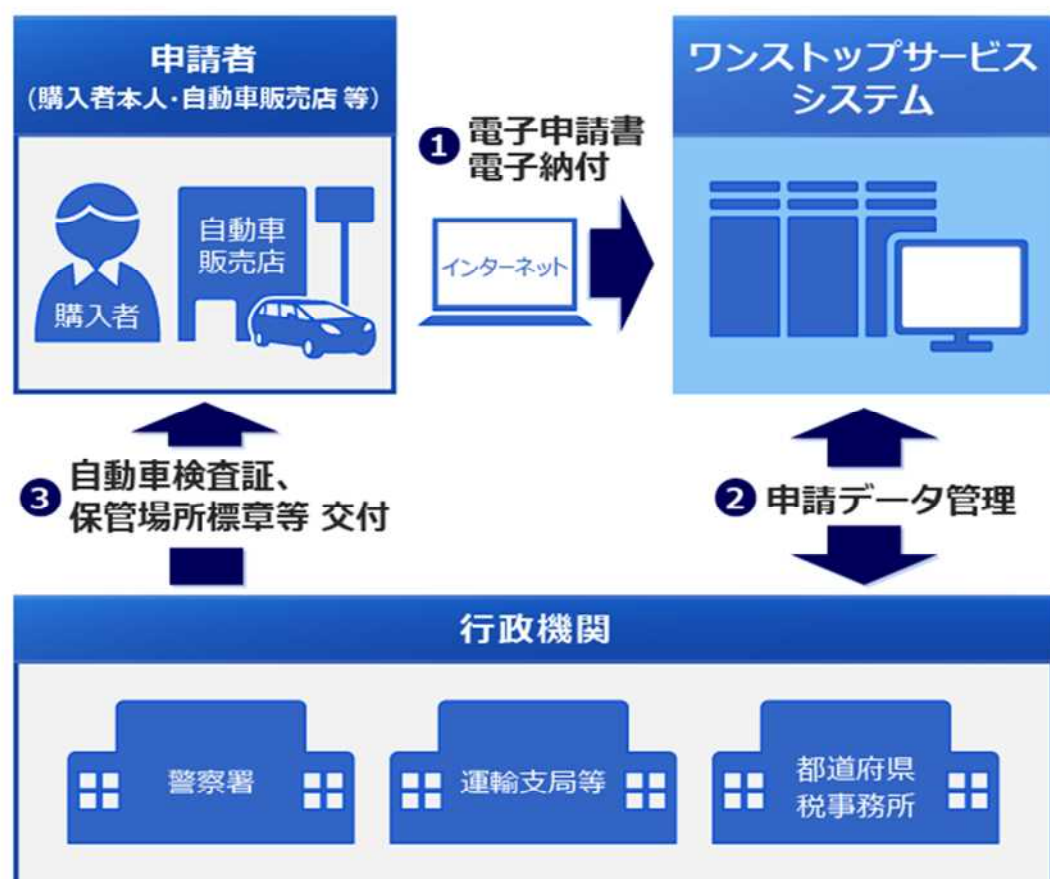
8. 登録関係業務量

(福岡運輸支局管内)



		登録申請						内、OSS申請				
		新規	移転	変更	抹消	その他	合計	新規	移転	変更	抹消	合計
令和1年度	4月	5,633	10,755	3,233	6,018	11,943	37,582	1,036	389	14	353	1,792
	5月	5,800	11,050	3,570	6,915	10,436	37,771	1,207	383	17	366	1,973
	6月	7,070	10,712	2,387	6,299	11,094	37,562	1,199	383	12	337	1,931
	7月	7,272	12,256	2,672	7,762	12,154	42,116	1,403	530	28	494	2,455
	8月	5,934	10,338	2,105	5,844	9,954	34,175	1,105	301	20	271	1,697
	9月	7,792	12,111	2,430	7,273	11,408	41,014	1,738	475	40	429	2,682
	10月	4,731	12,451	2,551	7,116	12,628	39,477	1,174	431	31	367	2,003
	11月	5,376	10,514	2,600	5,614	11,509	35,613	1,481	331	218	281	2,311
	12月	5,277	10,595	2,832	5,830	9,859	34,393	1,623	400	86	356	2,465
	1月	5,071	9,952	2,684	5,928	11,331	34,966	1,407	379	25	334	2,145
	2月	5,919	11,570	2,737	6,991	10,805	38,022	1,558	435	29	408	2,430
	3月	7,903	18,210	4,043	13,315	13,722	57,193	962	319	37	292	1,610
令和2年度	4月	4,313	9,748	2,619	5,842	8,184	30,706	972	190	24	151	1,337
	5月	3,489	7,998	2,627	5,860	7,666	27,640	1,326	323	66	306	2,021
	6月	5,527	10,231	2,945	6,125	10,720	35,548	1,907	287	54	275	2,523
	7月	5,879	11,634	2,876	6,734	12,223	39,346	1,426	196	161	206	1,989
	8月	5,088	10,694	2,304	5,988	9,592	33,666	1,997	221	46	222	2,486
	9月	6,260	11,497	2,428	6,460	11,631	38,276	2,171	239	46	213	2,669
	10月	5,760	12,853	2,685	6,943	12,888	41,129	1,174	431	31	367	2,003
	11月	5,464	11,403	2,582	6,388	10,252	36,089	1,969	234	37	219	2,459
	12月	5,966	11,919	2,427	6,117	9,770	36,199	1,891	232	36	223	2,382

自動車保有関係手続のワンストップサービス



対象地域に関する情報

都道府県	申請が可能な手続											
	新車新規登録	中古車新規登録	移転登録	変更登録	一時抹消登録	永久抹消登録／還付なし	永久抹消登録／還付あり	移転一時抹消登録	移転永久抹消登録／還付なし	移転永久抹消登録／還付あり	変更一時抹消登録	継続検査
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

自動車検査制度及び点検整備制度の概況

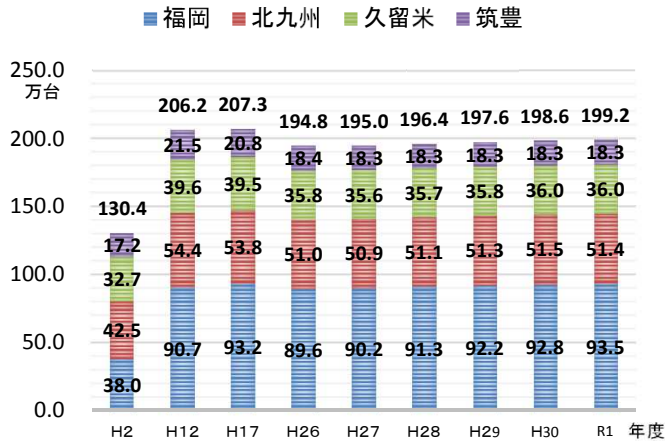
整備担当

自動車の検査対象車両数(軽自動車を除く)は、令和元年度末現在で約199万台となっている。

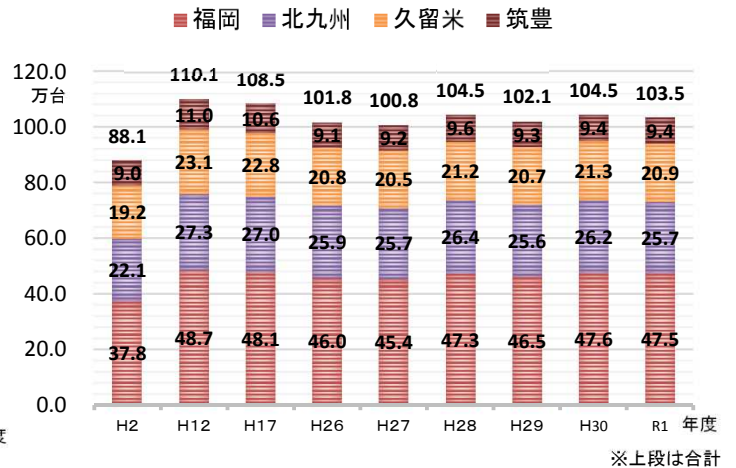
新規検査等(構造等変更検査、予備検査を含む)については、年間約18万8千台、継続検査については、約84万7千台であり、前年度に比べて横ばいとなっている。なお、申請者の負担軽減を目的とした「継続検査手続きのワンストップサービス(OSS)」が平成29年4月1日からスタートしている。

点検整備制度については、近年における自動車を取り巻く社会環境の変化と時代要請に基づき、ユーザー負担の軽減措置等を図るため、自動車の安全確保・公害防止を図りつつ規制緩和が行われ、分解整備の定義の見直し、限定認証制度の導入等が実施されている。

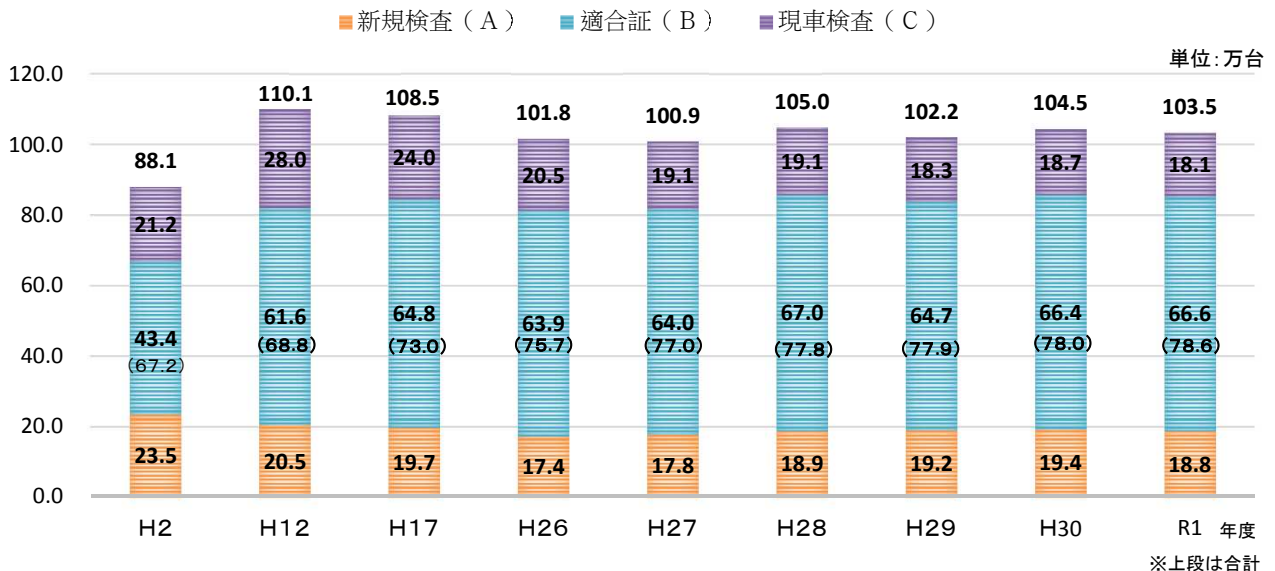
1. 支局・事務所別検査対象車両数の推移



2. 支局・事務所別検査車両数の推移



3. 検査種別の検査車両数の推移



注1 新規検査(A)には、構造等変更検査及び予備検査を含む。

注2 適合証(B)は継続検査のみで、新規検査における指定整備を除く。

注3 現車検査(C)は、継続検査の現車検査と分解整備検査(平成10年11月まで)を含む。

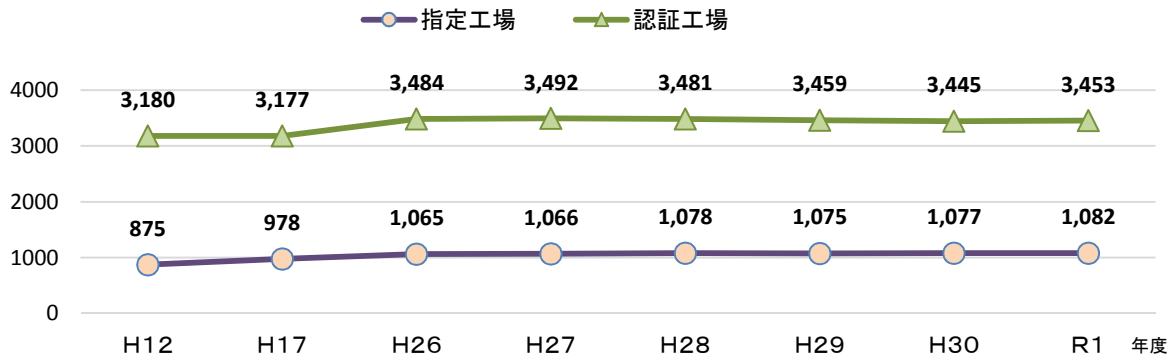
注4 図中()書きは指定整備率(B/(B+C))を示す。

福岡県内の自動車分解整備事業場（認証工場）は、令和2年3月末現在3,453工場で平成26年度からほぼ横ばいである。また、指定整備事業場（指定工場）も、1,082工場と平成28年度からほぼ横ばいである。

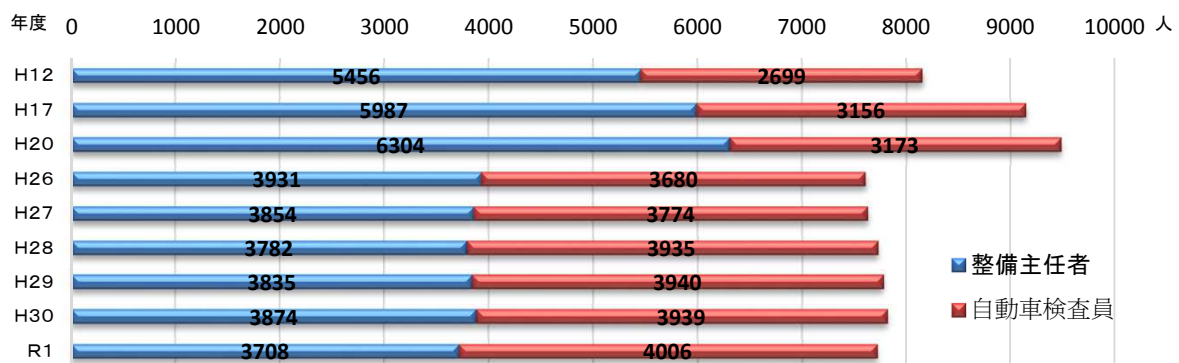
平成14年度より一級小型自動車整備士試験が実施されており、令和2年3月末現在で592名が有資格者となっている。

近年、自動車にはITの発達により最新技術や新機構が大幅に採用され、自動車整備士に対する技術力の維持・向上を図るための再教育が必要になり、自動車整備振興会等における整備主任者技術研修及び当支局による整備主任者研修や自動車検査員研修を毎年実施している。

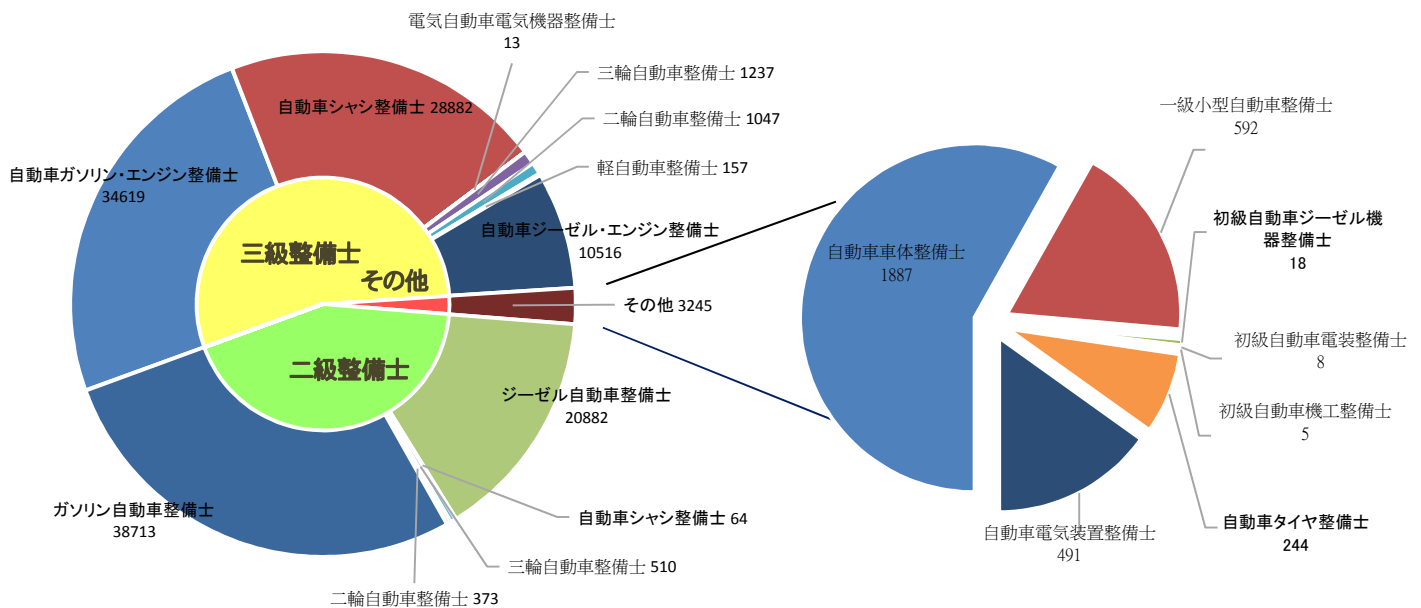
1. 自動車整備事業者の推移



2. 整備主任者・自動車検査員研修受講状況の推移



3. 自動車整備士合格者件数(令和2年3月末現在)



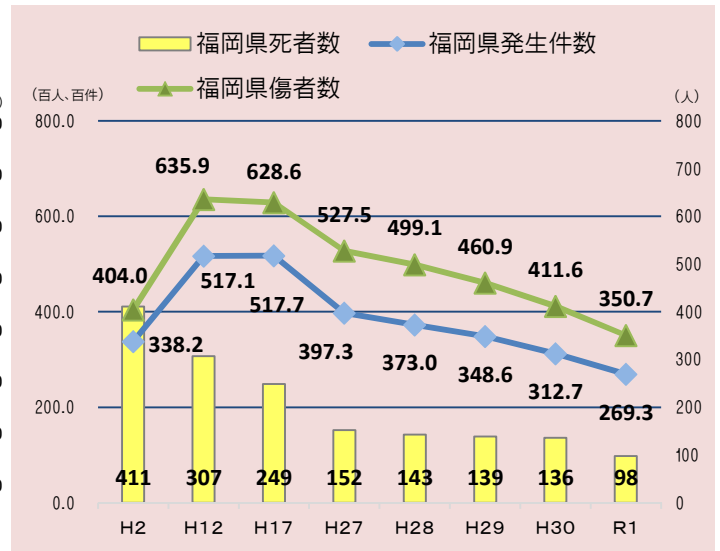
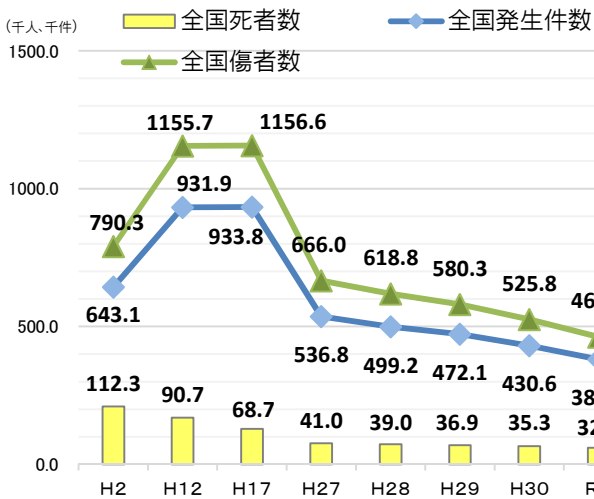
自動車の事故・公害関係の概況

整備担当

福岡県における令和元年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数158件、死者数27人、負傷者数154人であり、件数・死者数・負傷者数は平成23年以降減少傾向となっている。

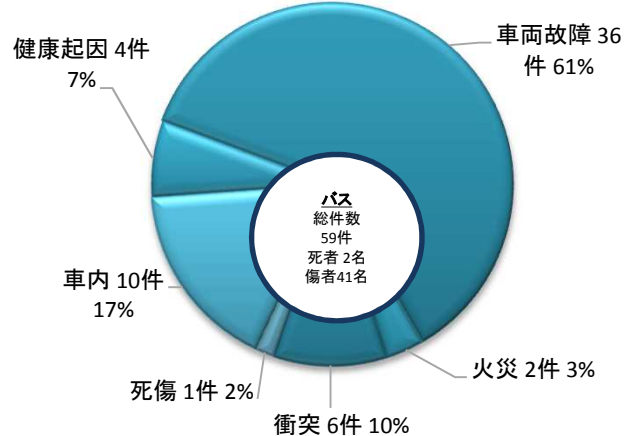
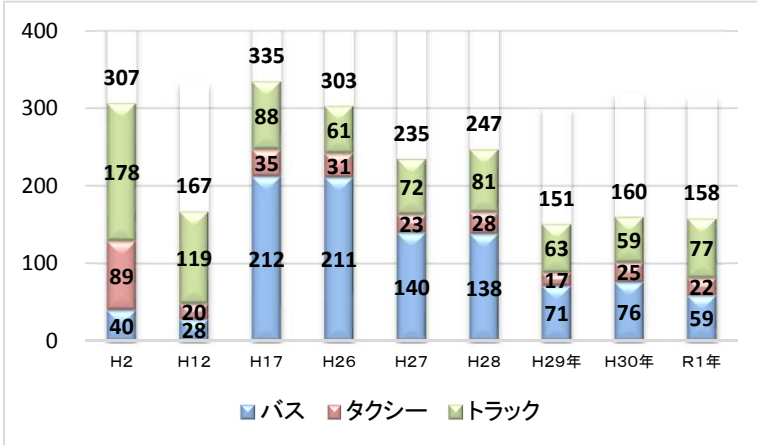
自動車の排出ガス対策については、政府が大都市地域等における自動車に起因する大気汚染への対策として、バス・タクシー・トラック事業者を中心に圧縮天然ガス（CNG）自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、低燃費自動車の導入等に対する補助を行うとともに低公害自動車等の取得等において税制上の特例措置を講ずることにより、その普及対策を図ることとしている。

1. 事故発生状況の推移



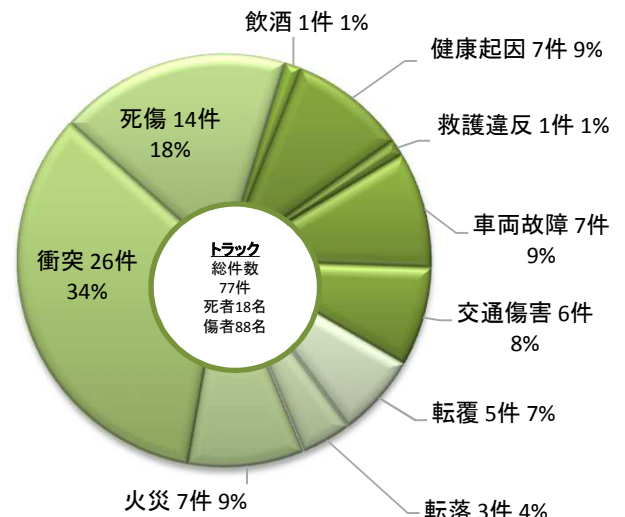
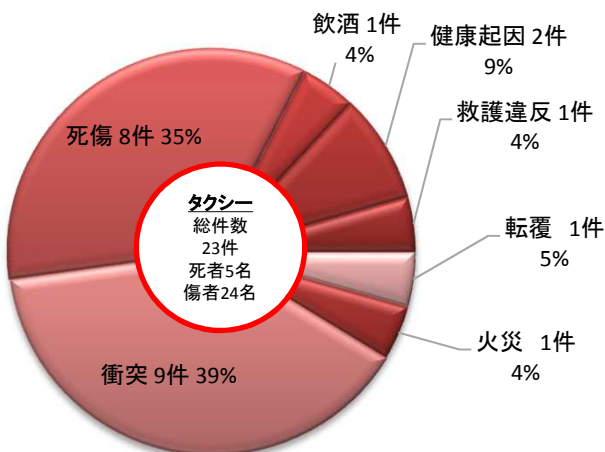
2. 福岡県における事業用自動車重大事故発生状況の推移

バスの事故種別発生状況(令和元年末)



タクシーの事故種別発生状況(令和元年末)

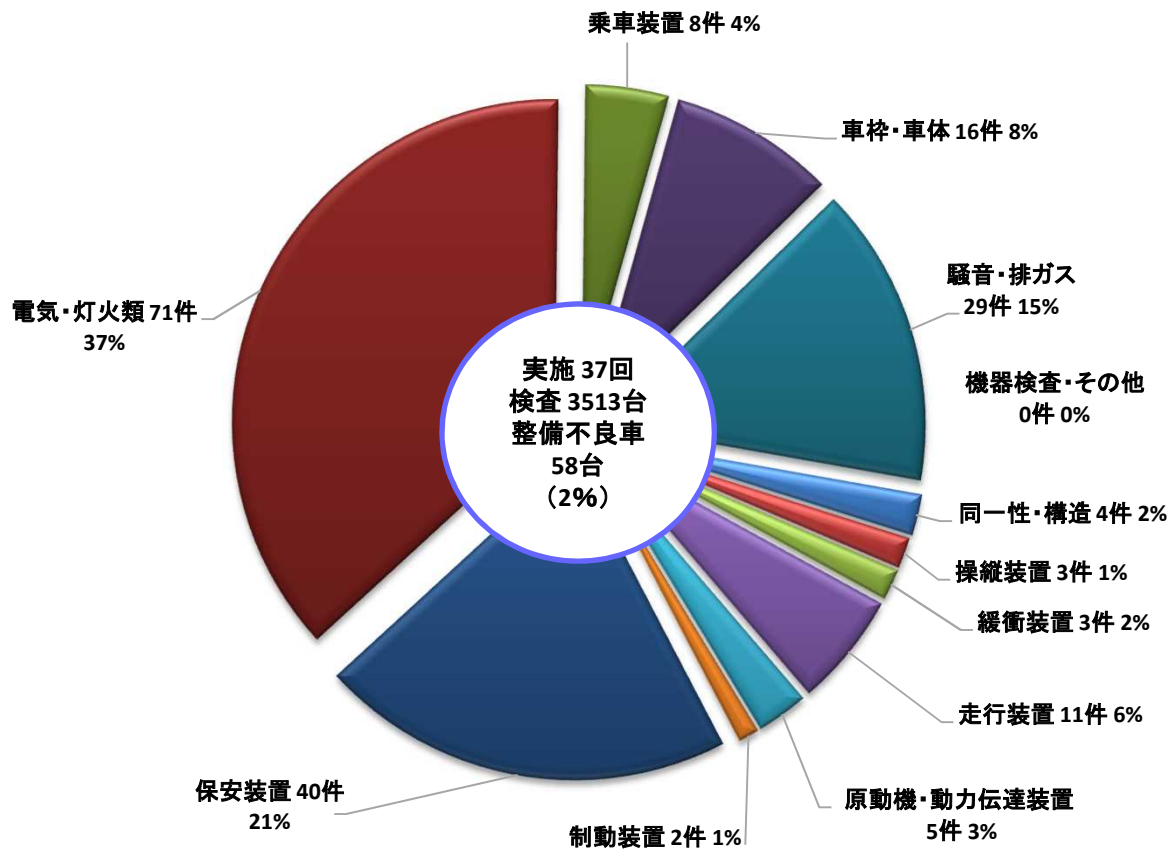
トラックの事故種別発生状況(令和元年末)



不正改造車を撲滅するため、不正改造行為の禁止規定の新設及び整備命令制度の強化を図った「道路運送車両法の一部を改正する法律」が平成15年4月から一部施行されたところであり、警察と連携のもと、早朝・深夜における不正改造自動車の取締まりのための街頭検査を積極的に実施している。

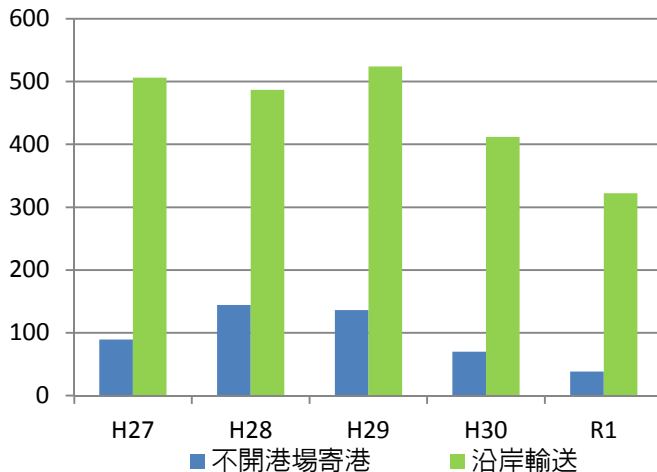
また、平成17年度からは不正燃料による環境破壊防止のため、使用する燃料に係る検査の実施、令和元年度からは無車検運行車両への指導・警告を街頭検査等の際に実施している。

装置別整備不良件数(令和元年度)



1. 不開港寄港及び沿岸輸送の特許関係

令和元年度における不開港場への外国船寄港の特許件数は38件、沿岸輸送の特許件数322件である。沿岸輸送特許は、大半が運航者の業務上の使用品である空コンテナの輸送である。
(※管内における開港場は、関門港、苅田港、博多港、三池港、厳原港の5港である。)



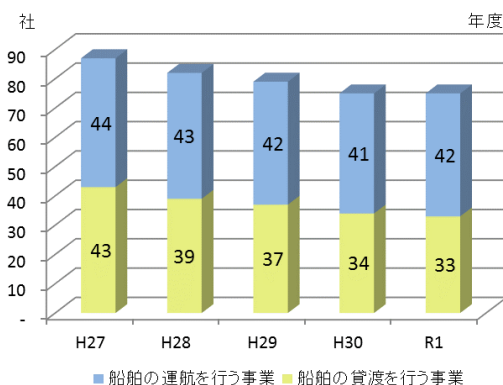
特許件数の推移(単位:件)

	年度				
	H27	H28	H29	H30	R1
不開港場寄港	89	144	136	70	38
沿岸輸送	506	487	524	412	322

2. 内航海運業

県内における内航海運事業者の概況は下表のとおりで、登録事業者数は75事業者(船舶の運航を行う事業者42事業者、船舶の貸渡のみを行う事業者33事業者)となっている。

内航海運事業者数の推移(登録事業者)



内航海運事業者数の推移(登録事業者)

業種	年度				
	H27	H28	H29	H30	R1
船舶の貸渡を行う事業	43	39	37	34	33
船舶の運航を行う事業	44	43	42	41	42

支配隻数及び支配船腹量(船舶の運航を行う事業者)の推移[登録事業者]

	年度				
	H27	H28	H29	H30	R1
支配隻数(隻)	184	181	187	172	157
支配船腹量(トン)	216,468	216,602	220,670	200,781	182,501

3. 旅客船事業

県内の旅客船事業者の概況は下表のとおりで、一般旅客定期航路が13事業者22航路、旅客不定期航路が22事業者25航路、特定旅客定期航路が1事業者1航路、合計36事業者(実事業者31)48航路となっている。

一般旅客定期航路事業は、北九州地区では関東、関西への長距離フェリーが特徴であり、福岡地区では、その大半が壱岐・対馬、玄界灘の離島航路である。

また、旅客不定期航路は関門港内、博多湾及び壱岐・対馬周辺の周遊航路である。

福岡県内における旅客航路事業数の推移(長崎県壱岐、対馬を含む)

各年度4月1日現在

	S60	H7	H17	H29	H30	R1
事業者数	24	30	30	29	28	31
定期航路	20	23	24	22	22	22
不定期航路	11	18	21	23	22	25
特定航路	1	3	1	1	1	1

3-①. 旅客・自動車航送の輸送実績

県内航路の令和元年度における旅客輸送実績は、一般旅客定期航路事業が362万人、旅客不定期航路が8万8千人、特定旅客定期航路が5万3千人、合計375万5千人で前年度に比べ約10万2千人(約2.6%)減少となっている。

また、自動車航送実績は、トラック換算ベース約30万1千台で、前年度に比べ20万8千台(約41%)減少となっている。

一般旅客定期輸送実績の推移(単位:万人)

年度

	H27	H28	H29	H30	R1
長距離旅客	44.1	41.9	43.1	44.3	40.4
離島補助航路旅客	60.3	63.8	67.1	69.0	72.7
離島航路旅客	176.6	176.0	178.7	187.1	178.6
その他旅客	74.0	75.2	76.4	71.6	69.8
合 計	355.0	356.9	365.3	372.0	361.5

一般旅客定期輸送実績の推移(単位:万台)

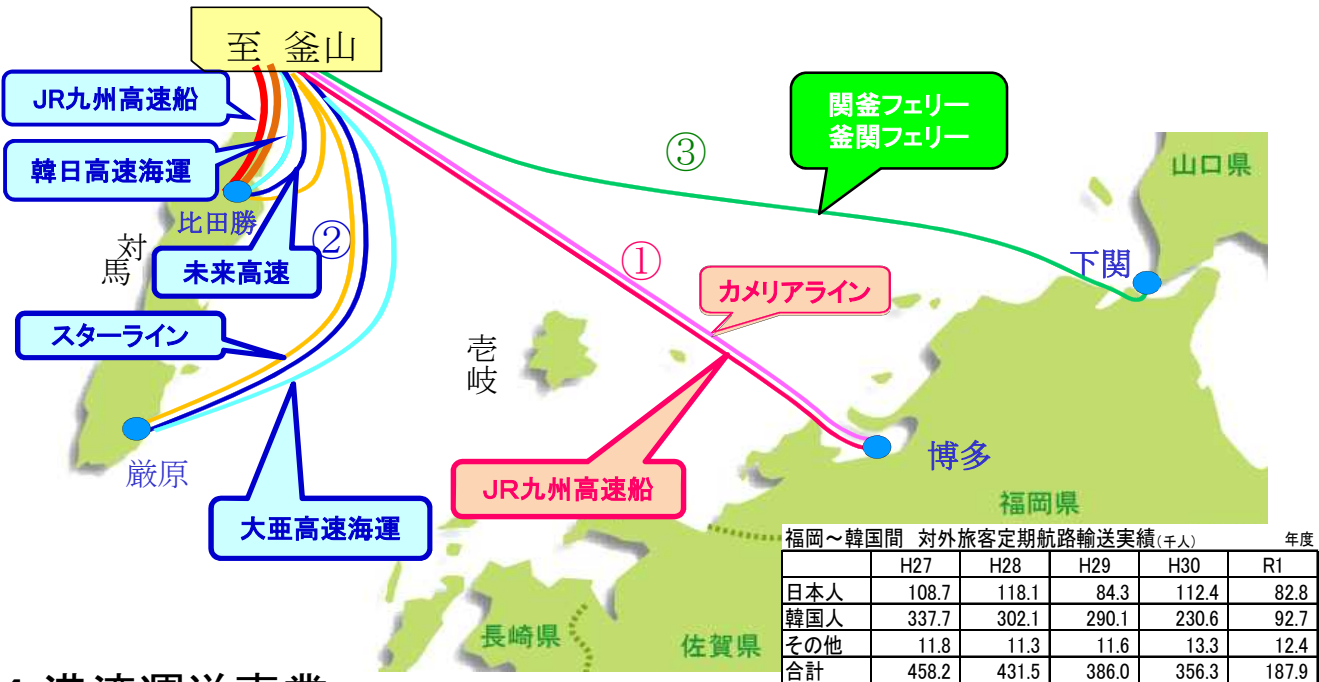
年度

	H27	H28	H29	H30	R1
離島補助航路車両	1.0	1.0	1.0	1.1	1.4
離島航路車両	6.6	6.8	7.0	7.7	11.0
長距離車両	36.2	38.2	40.7	42.1	49.5

3-②. 対外旅客定期航路の輸送実績

福岡県は、韓国に近いという地理的優位性から対外旅客定期航路が充実しており、令和2年12月現在、博多～釜山間を2社（うち運休中1社）（フェリー1隻、（ジェットフォイル2隻、大型高速船1隻は運休中））が運航している。

博多と釜山を結ぶ対外旅客定期航路事業の輸送実績は、平成19年度に過去最高の83万人台を記録したが、その後の日韓の政治、セウオル号沈没事故などの影響により利用者の変動が著しい状況にある。さらに、平成28年の熊本地震や朝鮮半島情勢の緊迫化、日韓の歴史問題、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和元年度は対前年度約17万人（47.3%）減少の18万8千人であった。



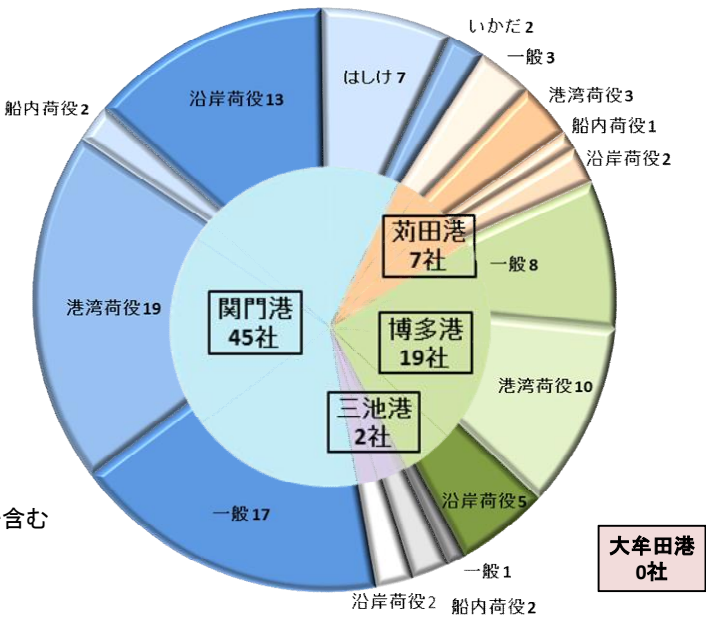
4. 港湾運送事業

県内の港湾運送指定港湾は、関門港、苅田港、博多港、大牟田港、三池港の5港で、令和2年3月31日現在、実事業者数は66社であり、港別の事業者数は右表の示すとおりとなっている。なお、港湾運送事業者の規模は66社のうち資本金1億円以上は20社、1億円未満は46社となっており、大半が小規模事業者である。

※ 上記事業者の他に鑑定事業者1社

※ 関門港には下関の事業者を含む

令和2年3月31日現在

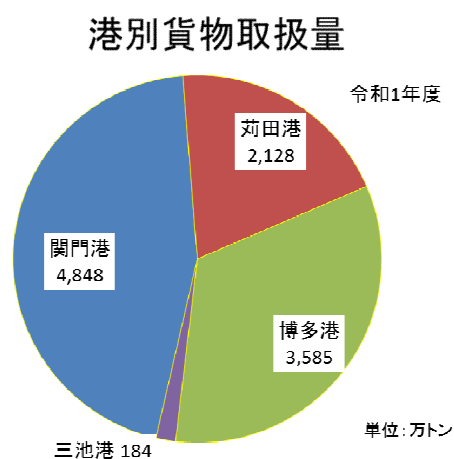
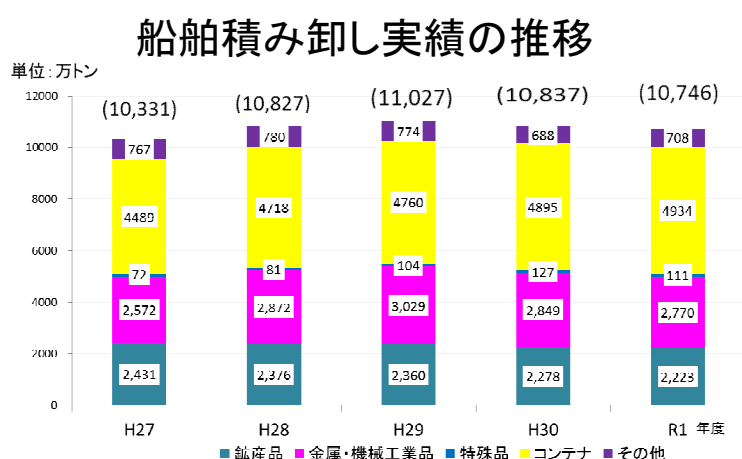


4ー①.港湾荷役実績

県内の港湾運送指定港湾の令和元年度の港湾荷役実績は、10,746万トンで、前年度に比べ約91万トン(0.8%)減少した。

主要取扱貨物は、コンテナ(タイヤ、雑貨類)、金属・機械工業品、鉱産品、特殊品であり、中でもコンテナが、全取扱量の約46%を占めている。

関門港、博多港においては、近年の著しいコンテナ輸送需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するため、ひびき地区やアイランドシティ地区において港湾及び関連施設の整備が進められている。



5. 海事産業次世代人材育成事業

九州運輸局では、平成20年2月に海事関係団体とともに「九州海事産業次世代人材育成推進協議会」を設置し、青少年に海の大切さ、海事産業の役割と重要性の周知を図るため海事施設見学会等により広報活動を強力に推進している。

福岡運輸支局では門司港庁舎と若松海事事務所が合同で、令和元年度、福岡県内の小・中学校3校の児童・生徒96人と引率先生11人及び中学校社会科教諭等10名を対象にした海事施設見学会を実施した。また、前年度に続き北九州市の大学生13人を対象にした見学会を実施して、周知の域を広げる取組を行った。



物流の実務の講義を受ける大学生



フェリーの操舵室を見学する小学生

【造船業】

県内のほとんどの造船所は、内航船や小型漁船を対象としており、「修繕」が事業の主体となっている。

【船用工業】

県内の事業者数は32者で、ほとんどが小規模事業者である。

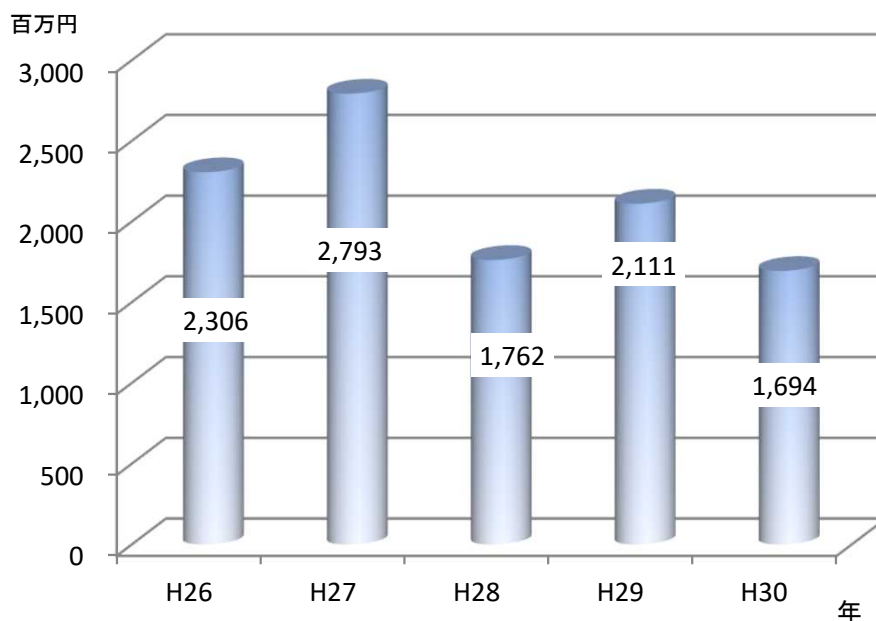
船用工業の生産高は、平成30年は1,694百万円で、前年に比べて417百万円(19.8%)減少した。

○船用工業事業者数（令和2年4月1日現在）

船用内燃機関修理 11	船用補助機関製造 3	船用補助 機関修理 1	軸系及びプロペラ修理 2	航海用機器類修理 4	ぎ装品製造 6	ぎ装品 修理 2	部分品・付 属品 製造 2	その他の製 品修理 1
----------------	---------------	-------------------	-----------------	---------------	------------	----------------	------------------------	-------------------

※ 長崎県の一部(壱岐市・対馬市)を含む。

○船用工業生産高の推移



※各数値には長崎県の一部(壱岐市・対馬市)を含む。

船舶登録の概況

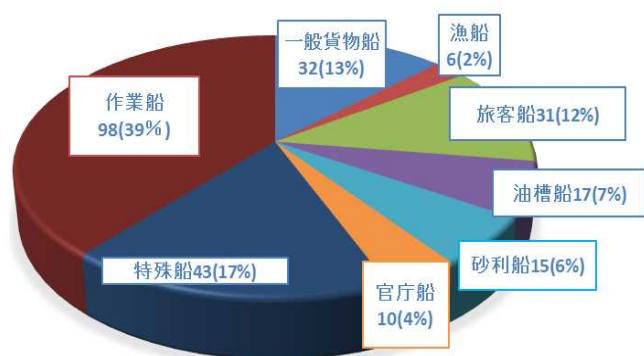
船舶担当

令和2年12月31日現在、福岡県内(市及び町)に船籍港を定める船舶の隻数は252隻、合計トン数は397,782.83トンである。用途別の隻数は、作業船(曳船ほか)が98隻と最も多く、次に特殊船(セメント専用船ほか)43隻、一般貨物船32隻、旅客船31隻、油槽船17隻、砂利船15隻、官庁船10隻、漁船6隻となっている。

また、トン数階層別の隻数では、100トン以上1000トン未満が161隻と最も多く、次に20トン以上100トン未満58隻、1000トン以上10000トン未満26隻、10000トン以上7隻となっている。

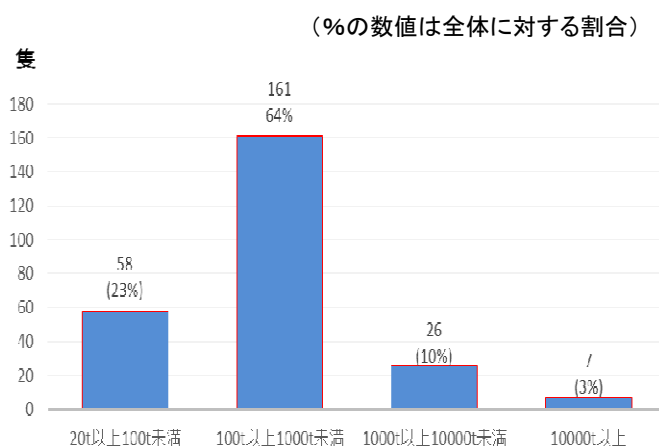
福岡県の特徴として、博多地区は旅客船、若松地区はセメント専用船、門司地区は曳船が多く在籍している。

用途別在籍船舶隻数



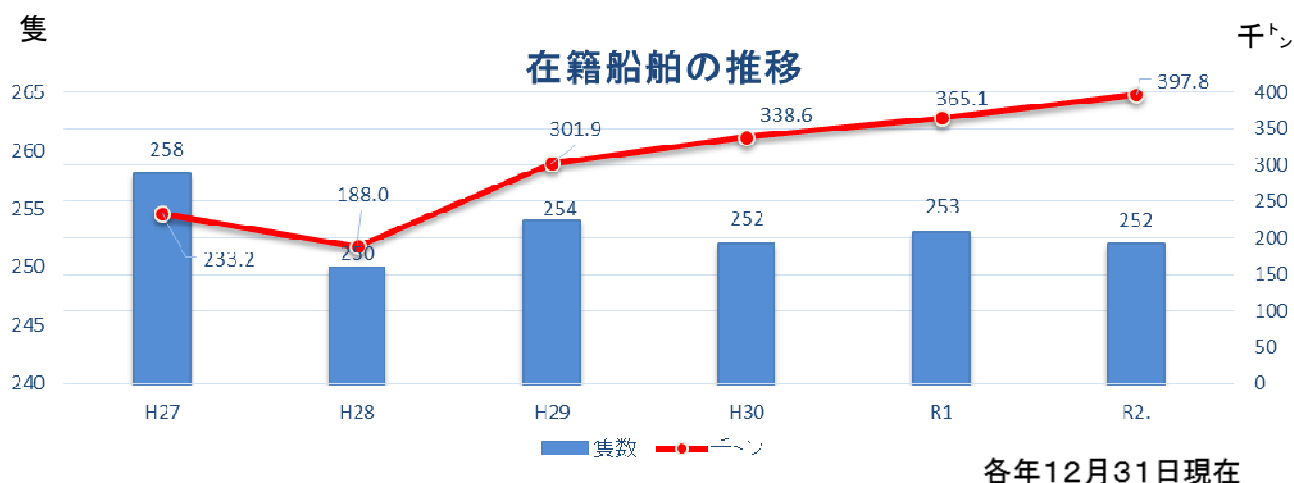
令和2年12月31日現在

トン数階層別在籍船舶隻数



令和2年12月31日現在

在籍船舶の推移



モーターボート競走の概況

船舶担当

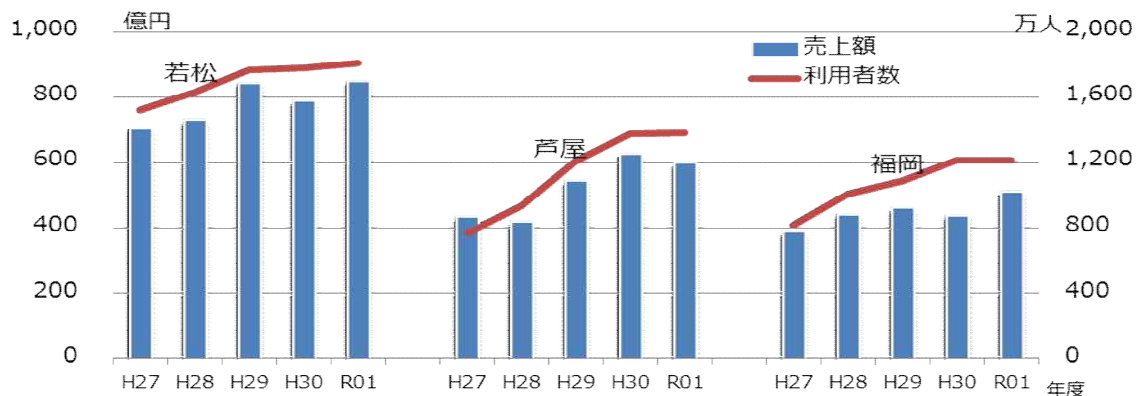
福岡県内には、福岡競走場、芦屋競走場、若松競走場の3場があり、場外発売場は10ヶ所である。
令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、本場無観客開催及び場外発売場の臨時休業等により厳しい状況であったが、電話投票の好調な売り上げにより、売上額は前年度を上回った。
各競走場の概要と売上額等の推移は下表のとおりである。

1. 競走場の概況

競走場名	施行者名	R1年度開催日数	施行者指定年月日	令和3年1月1日現在 場外発売場
福岡競走場	福岡市	166	昭和28年8月13日	
	福岡都市圏広域行政事業組合	24	※平成元年4月1日	
芦屋競走場	芦屋町	192	昭和27年10月18日	ポートピア勝山 ポートピア高城 ポートピア金峰 ミニポートピア天文館 ミニポートピア日向 ミニポートピア嘉麻 ミニポートピア宮崎 オラレ日南 ポートレースチケットショップ加治木
若松競走場	北九州市	162	昭和28年10月18日	ミニポートピア北九州メディアドーム
	中間市行橋市競艇組合	24	※昭和44年4月1日	

※は初回指定年月日であり、その都度期限付で指定を受けている。

2. 競走場の売上額及び利用者数の推移



		(単位: 売上額 百万円、利用者数 千人)				
競走場	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
若松	売上額	70,500	73,070	84,364	78,888	85,118
	利用者数	15,239	16,284	17,673	17,828	18,147
芦屋	売上額	43,563	42,135	54,343	62,617	59,364
	利用者数	7,718	9,345	12,098	13,740	13,806
福岡	売上額	38,903	44,000	46,122	43,733	51,043
	利用者数	8,218	10,086	10,858	12,137	12,112
県内計	売上額	152,966	159,205	184,829	185,238	196,145
	利用者数	31,175	35,715	40,629	43,705	44,064
全国計	売上額	1,042,282	1,111,151	1,237,881	1,372,793	1,543,492
	利用者数	217,114	253,135	292,215	329,950	349,494

資料：一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会

※利用者数は、競走場入場者数に、外向発売・電話投票・場外発売の各利用者数を加えた数である。

船舶検査業務の概況

検査担当

船舶の航行中に海難事故が発生した場合には、人命及び船舶の損失、海洋汚染等多大な影響を社会に及ぼすことになる。このため、船舶及び機関等の設計・製造段階から廃船に至るまでの間、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、船舶が航行するための必要な構造、設備等に関する技術基準に適合していることを造船所等で確認している。

検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、予備検査等があり、合格したものについては条約証書や船舶検査証書等を交付している。

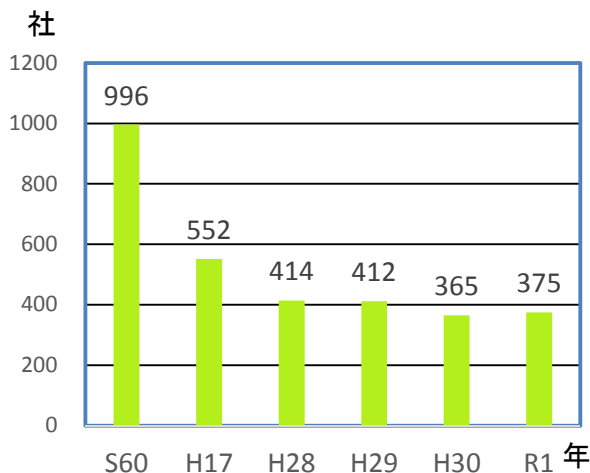
船員関係業務の概況

船員担当

令和元年10月1日現在における県内の船員法適用船舶所有者は375事業者、船舶数は680隻、船員数は2,878人である。（予備船員は除く）

また、船員の船種別構成については、汽船船員が44.1%、漁船船員が19.2%、その他の船員が36.7%となっている。（その他とは官庁船、引き船、作業船等をいう。）

1. 船員法適用船舶所有事業者の推移 (各年10月1日現在)



2. 福岡県内船員等の推移 (各年10月1日現在)

単位:人

	S60年	H17年	H27年	H28年	H30年	R1年
汽船	2,408	1,401	1,321	1,324	1,213	1,270
漁船	3,958	1,003	288	517	477	553
その他	1,465	1,408	1,145	1,133	1,114	1,055
計	7,831	3,812	2,754	2,974	2,804	2,878
船舶隻数	1,609	932	698	729	740	680

一部長崎県(壱岐・対馬)を含む

3. 福岡県内の船員法に基づく各種資格認定等の推移(証印関係分)

単位:件

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
航海当直部員(甲板機関)	3	9	6	5	1
航海当直部員(甲板)	79	91	90	123	119
航海当直部員(機関)	41	57	47	59	69
タンカー危険物取扱責任者	105	112	88	72	105
RORO旅客船の要件確認	21	34	27	93	19
計	249	303	258	352	313

船員災害・疾病発生状況の推移(船種別・職種別)

- ・ 県内の平成30年度における船員災害疾病発生件数は、下表のとおりであり、これは3日以上のお休みを要した災害と疾病について集計したものである。
- ・ 実数でみると災害は16人、疾病は21人であった。千人率でみると災害は5.4、疾病は7.1であった。
- ・ (千人率とは船員1,000人あたりの年間発生率、その他とは官公庁船、引き船、作業船等をいう。)

1. 災害発生状況の推移

単位:人

年度

	H26年		H27年		H28年		H29年		H30年	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	10	7.8	13	9.8	11	8.3	14	10.2	14	10.6
漁船	2	3.6	9	31.3	2	3.9	0	0.0	0	0.0
その他	11	9.9	10	8.7	4	3.5	6	5.5	2	1.8
計	23	7.8	32	11.6	17	5.7	20	6.7	16	5.4

2. 疾病発生状況の推移

単位:人

年度

	H26年		H27年		H28年		H29年		H30年	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	8	6.2	11	8.3	17	12.8	12	8.8	17	12.8
漁船	1	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	6	5.4	9	7.9	7	6.2	11	10.0	4	3.5
計	15	5.1	20	7.3	24	8.1	23	7.7	21	7.1

3. 船員災害・疾病発生状況合計の推移

単位:人

年度

	H26年		H27年		H28年		H29年		H30年	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	18	14.0	24	14.0	28	18.2	26	19.0	31	23.4
漁船	3	5.3	9	5.3	2	31.3	0	0.0	0	0.0
その他	17	15.3	19	15.3	11	16.6	17	15.5	6	5.3
計	38	12.8	52	12.8	41	18.9	43	14.4	37	12.4

一部長崎県(壱岐・対馬)を含む

海技資格及び水先関係業務の概況

船員担当

1. 海技士免許取扱件数の推移

単位: 件	年度				
	H27	H28	H29	H30	R1
免許	519	532	684	669	601
更新	643	651	588	397	661
再交付	105	112	96	55	91
訂正	36	29	41	28	45
限定解除	517	474	208	88	226

2. 小型船舶操縦免許取扱件数の推移

単位: 件	年度				
	H27	H28	H29	H30	R1
免許	4,625	4,777	4,920	5,510	6,017
更新	9,766	10,376	11,845	9,523	11,652
再交付	1,740	1,745	1,736	1,447	1,886
訂正	77	71	91	54	79

3. 水先法航海実歴認定件数の推移

単位: 件	年度				
	H27	H28	H29	H30	R1
認定件数	29	37	41	31	37

船員職業安定関係業務の概況

船員担当

県内における職業紹介実績の推移は下表のとおりで、令和元年度は、新規求人数、新規求職数及び成立数いずれも増加した。

また、県内における船員失業保険金支給実績の推移は下表のとおりである。

1. 船員職業紹介実績の推移

単位: 件	年度				
	H27	H28	H29	H30	R1
求人申込数	525	571	558	567	696
求職申込数	381	325	300	268	313
成立	55	43	61	45	48

2. 船員失業保険金支給実績の推移

	年度				
	H27	H28	H29	H30	R1
支給金額(10万円)	133.6	151.7	73.8	107.7	12.4
受給者実数(人)	92	110	47	69	85
支給件数(件)	101	126	50	83	100
年度末受給者数	7	6	2	4	4

運航労務監理官とは、船舶運航事業における安全の確保を目的として設置されている執行官であり、次の4つの業務を行っている。

- ① 船員法関係法令に基づき船員の労働条件・労働環境の保護を目的とする船舶及び事業場監査業務
- ② 海上運送法・内航海運業法に基づく船舶の安全運航の確保を目的とする運航監理業務、船舶運航事業者を対象とした運航安全管理研修会の実施及び運輸安全マネジメント評価の実施
- ③ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく船舶乗組員に必要とされる海技資格を確認する立入検査業務
- ④ 船員職業安定法に基づく船員派遣事業の適正な運営の確保を目的とする立入検査業務

なお、福岡県内では、九州運輸局に10人、福岡運輸支局（門司港庁舎）に2人、若松海事事務所に2人計3ヶ所14人の運航労務監理官が配置されている。

船舶（事業場）監査状況の推移（福岡県）

1. 船舶（事業場）・船員の監査数の推移

年度

	H27	H28	H29	H30	R1
監査延日数（日）	344	362	450	464	444
監査船員数（人）	1,070	1,418	1,189	1,418	1,382
監査船舶数（隻）	178	204	223	237	221

2. 船舶（事業場）・船員の違反件数等の推移

年度

	H27	H28	H29	H30	R1
違反船舶数（隻）	11	13	14	9	3
違反件数（件）	17	18	19	12	4
勧告船舶数（隻）	3	3	11	6	8
勧告件数（件）	6	6	17	7	8

外国船舶監督業務の概況

外国船舶監督官

船舶は、船舶及び人命の安全、また海洋環境保護を目的として締結された国際条約に基づく規則を満足しなければならず、船籍国はこれら規則を遵守させる責任がある。しかし、船籍国の中には十分な船舶検査制度及び船員資格要件を確立していない国もある。1970年代に増加した、税金及び船員の賃金等の運航コスト削減のため第三国に船籍を置く便宜置籍船の船籍国の多くは、前述した責任を十分に果たしていない国々であり、これが条約基準を満たさない船舶（「サブスタンダード船」と呼ぶ）の増加の最大の要因となった。これら船籍国の責任を補完するため、国際海事機関により寄港国による外国船舶の検査（「Port State Control = PSC」と呼ぶ）が制定された。

外国船舶監督官は、これらサブスタンダード船の排除を目的として船舶へ訪船し、船体構造、航海・安全設備、海洋汚染防止設備並びに船員資格等の検査を実施している。検査において発見された欠陥については、船長に対し適切な措置を行うよう是正指導を行っている。また、海難船舶に対しては、次の航海の安全と海洋環境の保全を目的として検査を実施している。

福岡県では、九州運輸局（本局）に外国船舶監督官6名及び福岡運輸支局（門司港庁舎）に外国船舶監督官3名が配置されている。

また、若松海事事務所には外国船舶監督官が未配置であるため、運航労務監理官2名が外国船舶監督業務を担当している。

なお、令和元年度の管内の検査実績は156隻である。



外観検査



書類検査



船内巡視（船橋）



船内巡視（機関室）

自動車技術総合機構は、国土交通省所管の独立行政法人で福岡県内に4箇所の事務所があります。

平成14年7月に国が普通自動車の検査業務(いわゆる「車検」)を切り離し、保安基準適合性審査業務を自動車検査法人に移管して行う事とされたため発足しました。

平成28年4月1日より「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成27年法律第44号平成27年6月24日公布)に基づき、旧自動車検査独立行政法人及び旧独立行政法人交通安全環境研究所の2法人を統合し、併せて国が行う登録基準の適合性審査に係る確認調査業務を移管して行うこととされ、自動車技術総合機構が設立されました。

車検場の検査業務では、検査の高度化により検査データの電子化を行い、そのデータの分析を通じて検査方法の改善を図ることを推進しており、また、検査後の不正二次架装や自動車検査票の改ざん等の不正受検の防止をするため、新規検査の際に、自動車の寸法測定に合わせて車体の架装状態の画像データが取得可能な三次元測定器を使用した検査を運用しています。

車検場での検査業務以外にも、社会的要請の高い街頭での検査を実施し、実際走行している車両の基準適合性の確保を図ります。検査業務を通して、安全で環境にやさしい車社会を守る役割を果たしています。

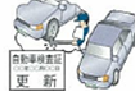
また、カー用品ショップ等で不正改造防止のための啓発活動を行っています。

自動車の登録確認調査業務(申請書類の事前確認業務等)

自動車の登録に関する申請書について、国から依頼を受けて自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行っています。



自動車検査の主な種類

検査の種類	内 容	主に使用する検査コース
 新規検査	新たに自動車を使用するときに受ける検査 (道路運送車両法第59条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	● 保安コース ● 計測コース
 継続検査	自動車検査証の有効期間を更新するときに受ける検査 (同法第62条)	● 保安コース
 構造等変更検査	自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量等に変更が生じるような改造をしたときに受ける検査 (同法第67条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	● 保安コース ● 計測コース
 街頭検査	整備不良車や不正改造車等の排除のため路上等において行われる検査 (同法第100条)	———

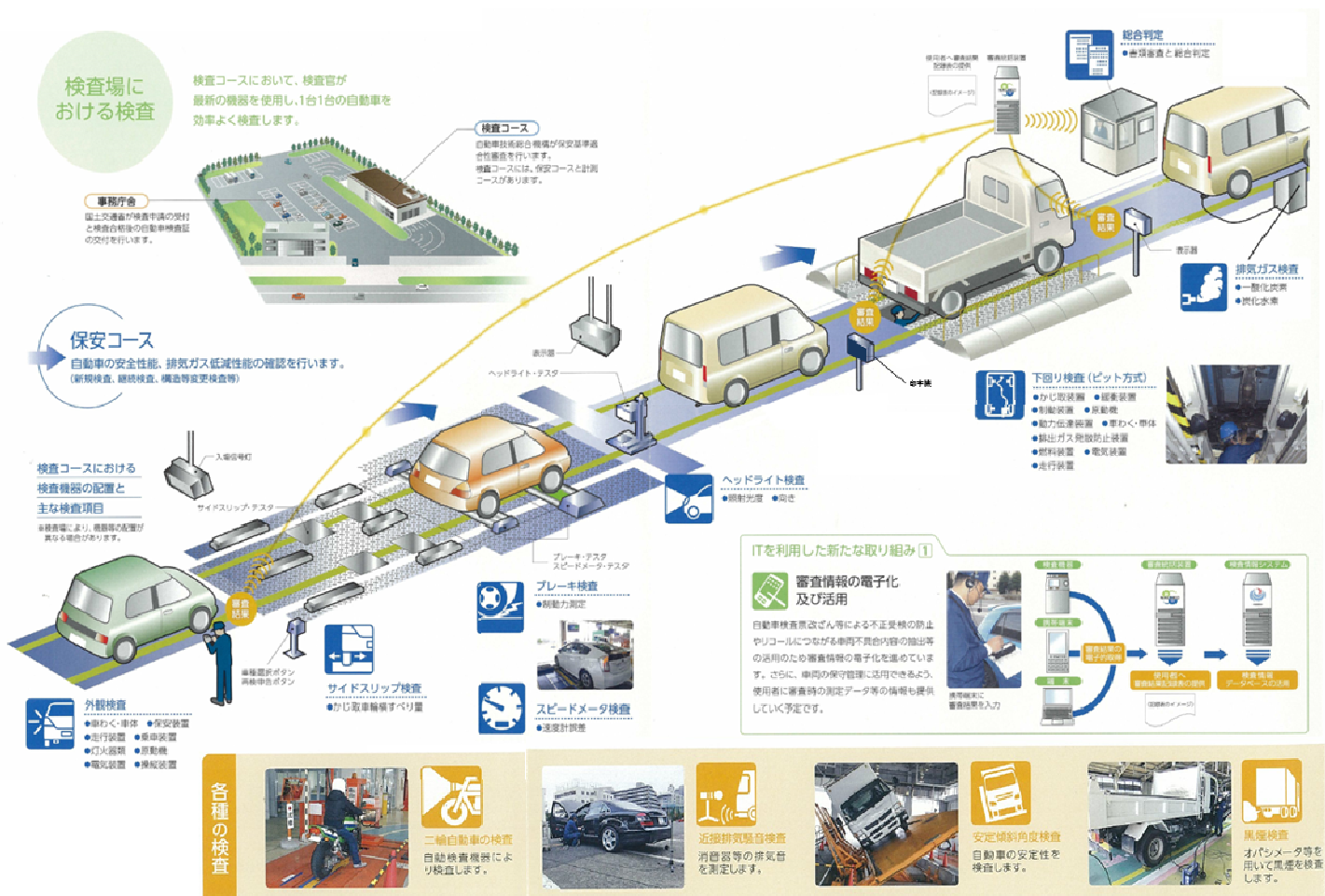
自動車検査における自動車技術総合機構の役割

自動車技術総合機構は、道路運送車両法に基づき、自動車検査のうち、保安基準適合性審査を担当しています

自動車検査の流れと業務の分担



各事務所車検場での検査



街頭検査

路上等において検査官が検査を行います。

整備不良車や不正改造車に対しては、国土交通省の担当官が整備命令の発令等を行います。

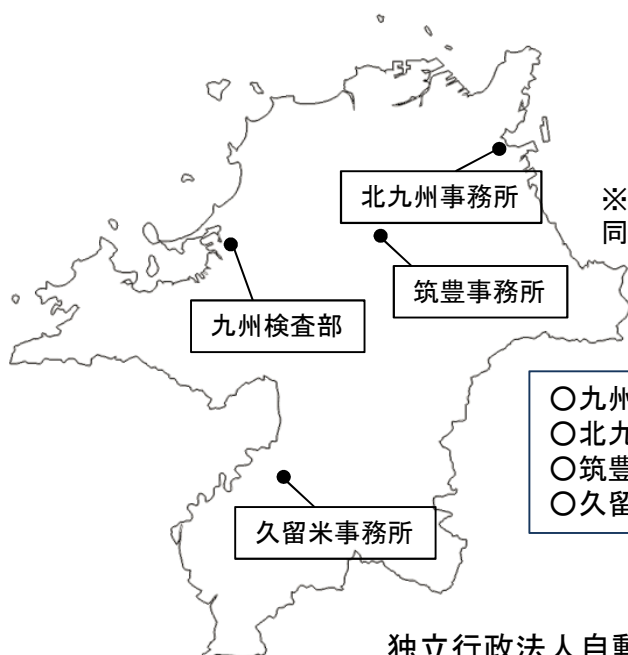


不正改造車の使用等が多いと想定される地域での特別街頭検査を実施

カスタムカーショーの会場周辺や『初日の出暴走』など、不正改造車が多いと想定される地域において、不正改造車を排除するための特別街頭検査を実施しています。



福岡4事務所の位置及び住所



※福岡運輸支局(本庁舎)及び県内の自動車検査登録事務所と同一場所に所在しています。

- 九州検査部 〒813-8577 福岡市東区千早3丁目10-40
- 北九州事務所 〒800-0211 北九州市小倉南区新曾根4-1
- 筑豊事務所 〒820-0115 飯塚市仁保23-29
- 久留米事務所 〒830-0052 久留米市上津町2203-290

独立行政法人自動車技術総合機構ホームページ
<http://www.naltec.go.jp/>

福岡運輸支局等の概況

- 昭和22年3月 (福岡自動車事務所)
臨時物資需給調整法に基づく事務を処理するため、運輸省告示第71号によって、各都道府県庁所在地に自動車事務所を設置。
同年5月、自動車交通事業法に関する事務が都道府県により移管され、自動車行政事務を行う。
福岡自動車事務所を国鉄吉塚駅構内に設置。
- 昭和23年1月 (福岡道路運送法監理事務所)
道路運送法の施行に伴い、従来の自動車事務所を廃止。
各県庁所在地に道路運送管理事務所を設置し、運輸省の地方出先機関として陸運行政を行う。
- 昭和24年8月 (福岡陸運局福岡分室)
運輸省設置法の制定に伴い、運輸省令第42号により、道路運送監理事務所を廃止し、福岡陸運局福岡分室となる。
- 昭和24年11月 (福岡県陸運事務所)
昭和24年8月1日、陸運局分室を廃止し地方自治法付則第4項により、陸運事務所を設置。
- 昭和40年5月 (北九州支所の開設)
北九州市小倉南区北方に北九州支所を開設し、5市4郡を管轄区域とし業務を開始。
- 昭和43年3月 福岡市東区千早に移転。
- 昭和51年4月 北九州支所の庁舎・車検場を「小倉南区新曾根」に移転。
- 昭和54年2月 (久留米支所の開設)
久留米市上津町に久留米支所を開設し8市7郡を管轄区域として業務を開始。
- 昭和59年7月 (九州運輸局発足)
福岡陸運局と九州海運局を統合し、九州運輸局発足。
- 昭和60年4月 (陸運支局及び自動車検査登録事務所)
道路運送法等の一部を改正することにより陸運事務所・支所は陸運支局及び自動車検査登録事務所となり、運輸省直轄となる。
- 昭和60年10月 (筑豊自動車検査登録事務所の開設)
嘉穂郡庄内町(現 飯塚市)に筑豊自動車検査登録事務所を開設し、4市3郡を管轄区域として業務を開始。
- 平成13年1月 (国土交通省発足)
中央省庁再編により、運輸省は北海道開発庁、国土庁、建設省と統合し、「国土交通省」となった。
- 平成14年7月 (福岡運輸支局発足)
福岡陸運支局と福岡海運支局を統合し、福岡運輸支局発足。
また、「検査部門」が「自動車検査独立行政法人九州検査部」へ移行した。
- 平成18年7月 (スタッフ制への移行)
組織改正により、全ての課がスタッフ制へと移行した。

福岡運輸支局(門司港庁舎)の沿革

昭和18年11月	官制改正により運輸通信省が新設され「門司海務局」の業務に税関業務を併合して「門司海運局」と改称し、博多支局及び博多支局博多港駅出張所、福岡飛行場出張所を開設。
昭和19年6月	博多支局を福岡支局と改称。
昭和20年5月	官制改正により運輸通信省は、運輸省と通信省に分離。
昭和20年6月	官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称された。
昭和21年2月	福岡飛行場出張所を廃止。
昭和21年6月	官制改正により税関業務を大蔵省へ移管。 福岡支局博多港駅出張所を廃止。
昭和22年4月	官制改正により海港検疫業務を厚生省に、動物検疫及び植物検疫業務を農林省に移管。
昭和23年5月	官制改正により船舶職員試験、港則法関係業務を海上保安庁に移管。
昭和24年1月	官制改正により船舶検査関係事務を海上保安庁へ移管。
昭和24年6月	運輸省設置法及び海運支局等組織規定を公布。
昭和26年6月	厳原支局(昭和18年11月設置)を出張所に降格、福岡支局の管轄下となり、厳原支局芦辺出張所も福岡支局芦辺出張所となる。
昭和27年8月	運輸省設置法を一部改正。船舶安全法、船舶職員法関係業務を海上保安庁から移管、公共船員職業安定所は海運局内部機構となり、名称を船員職業安定所と改称。福岡支局に船員職業安定所を設置。
昭和31年1月	福岡支局芦辺出張所を福岡支局壱岐出張所と改称。
昭和39年6月	船員労務官制度が組織化され、福岡支局に専任の船員労務官を配置。
昭和41年4月	福岡港湾合同庁舎竣工、石城町より移転。
昭和46年4月	厳原出張所、壱岐出張所を廃止。
昭和59年7月	運輸省設置法の一部改正により、地方海運局と地方陸運局を統合し地方運輸局を設置。「九州海運局福岡支局」を「九州運輸局福岡海運支局」と改称。
平成9年4月	外国船舶監督官制度が創設され、福岡海運支局に外国船舶監督官を設置。
平成13年1月	中央省庁再編により、運輸省が「国土交通省」となる。
平成14年7月	地方運輸局の組織再編により、「福岡陸運支局」と「福岡海運支局」を統合し、「福岡運輸支局」を設置。
平成15年4月	三池海事事務所が廃止され、同事務所が管轄していた福岡県に係る区域が管轄区域に追加。
平成16年3月	福岡港湾合同庁舎移転竣工、沖浜町1-22より移転。
平成18年7月	「課」制を廃止して「スタッフ」制を導入。
平成18年8月	支局沖浜庁舎を閉庁して門司港庁舎を開設。

若松海事事務所の沿革

昭和10年9月	熊本通信局海事部若松出張所が開設された。
昭和16年2月	官制制定に伴い、門司海務局が設置され、門司海務局若松支局となり船舶・船員・港務及び検疫関係事務が移管された。
昭和18年11月	官制改正により、門司海務局に門司税関が合併、門司海運局と改称され、同時に本局直轄の出張所となった。
昭和20年2月	門司海運局若松出張所が門司海運局洞海湾部と改称された。
昭和20年6月	官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称された。
昭和20年11月	九州海運局洞海湾部は廃止され、本局直轄若松出張所となった。
昭和21年6月	若松支局に昇格した。
昭和23年5月	官制改正により、港則法、船舶職員法関係事務を海上保安庁に移管された。
昭和23年12月	船員職業安定法施行に伴い、若松公共船員職業安定所が開設され、事務所が若松支局内に置かれた。
昭和24年1月	官制改正により、船舶安全法関係事務が海上保安庁に移管された。
昭和24年4月	八幡市、戸畑市にそれぞれ分室が設置された。
昭和24年6月	八幡分室が出張所に昇格(本局直轄)した。
昭和26年6月	八幡出張所(本局直轄)は若松支局八幡出張所となった。
昭和27年8月	運輸省設置法の一部改正により、海上保安庁所掌業務のうち船舶安全法関係事務及び船舶職員法関係業務が移管された。 また、若松公共船員職業安定所は、内部機構となり若松支局船員職業安定所と改称した。
昭和31年1月	戸畑分室が出張所に昇格した。
昭和37年1月	戸畑新港分室が設置された。
昭和39年6月	船員労務官制度が組織化され、専任の船員労務官が配置された。
昭和46年4月	運輸省設置法の一部改正により、戸畑・八幡の各出張所を廃止、九州海運局長通達により、戸畑新港分室が廃止された。
昭和59年7月	運輸省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、九州運輸局若松海運支局と改称された。
平成13年1月	中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の規定により国土交通省となった。
平成14年7月	国土交通省設置法の一部を改正する法律等により、九州運輸局若松海運支局は九州運輸局福岡運輸支局若松海事事務所となった。
平成18年7月	運輸支局等において、課制を改めスタッフ制が導入された。

福岡運輸支局等の主な業務内容

福岡運輸支局(本庁舎)

企画調整部門

運輸支局の所掌事務に関する企画・立案・調整事務。
地域公共交通の確保・維持・改善に関すること。

総務企画部門

総務、人事、会計に関すること。
倉庫業に関すること。
防災・危機管理に関すること。

輸送部門

自動車運送事業に関すること。

監査部門

自動車運送事業の指導及び業務監査の実施。

検査整備保安部門

自動車の整備事業の指導監督、環境対策、運送事業の安全対策、リコール対策、
街頭検査に関すること。

登録部門

自動車の登録に関する事務、自動車の統計に関すること。

福岡運輸支局(門司港庁舎)

運航部門

旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許
並びに海事代理士に関すること。
倉庫業に関すること。

船舶部門

船舶の登録、測度及び検査に関すること。
造船及び船用工業に関すること。
モーターボート競走に関すること。

船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。
航行報告、水先に関すること。

運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。

船舶検査官

船舶の検査及びISM等の審査に関すること。

外国船舶監督官

外国船舶の監督に関すること。

北九州、久留米、筑豊 自動車検査登録事務所

自動車の検査・登録事務に関すること。

若松海事事務所

監理・運航部門

旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許
並びに海事代理士に関すること。
倉庫業に関すること。
船舶の登録、測度及び検査に関すること。
造船及び船用工業に関すること。
モーターボート競走に関すること。

船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。
航行報告、水先に関すること。

運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。
外国船舶監督のうち船員に関すること。

管轄区域

福岡運輸支局（本庁舎）

輸送関係業務・監査関係業務・整備関係業務	福岡県内一円
倉庫関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、小郡市、朝倉市、久留米市、うきは市、八女市、筑後市、大川市、柳川市、大牟田市、みやま市、糟屋郡、朝倉郡、三井郡、三潁郡、八女郡及び長崎県のうち対馬市、壱岐市
自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、糟屋郡

福岡運輸支局（門司港庁舎）

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、飯塚市、田川市、嘉麻市、京都郡、築上郡、田川郡、嘉穂郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、田川市、京都郡、築上郡、田川郡

北九州自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
-------------------	-------------------------------------

久留米自動車検査登録事務所

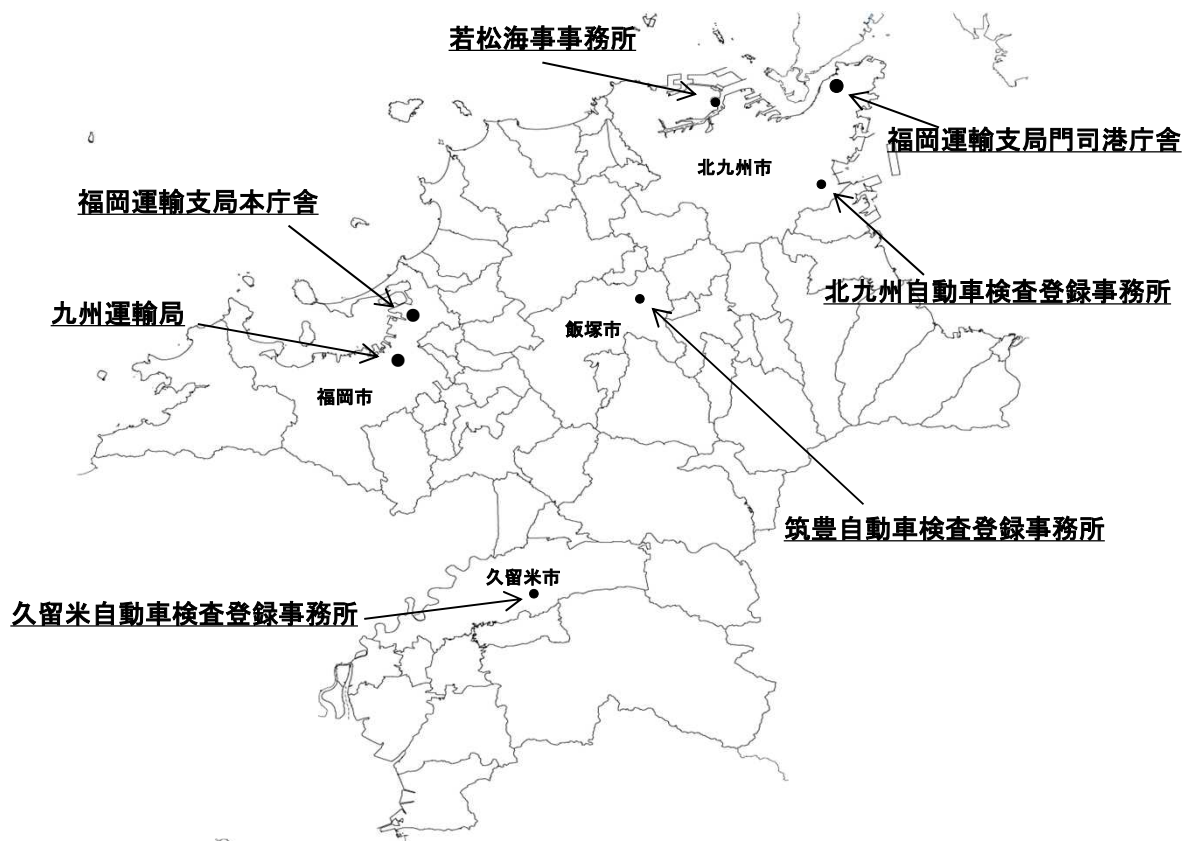
自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、みやま市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潁郡、八女郡
-------------------	--

筑豊自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
-------------------	--

若松海事事務所

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、宗像市、福津市、飯塚市、嘉麻市、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡



九州運輸局福岡運輸支局(本庁舎)

住 所 〒813-8577 福岡市東区千早3丁目10番40号
 電 話 総務企画部門 092(673)1190 輸送部門 092(673)1191
 監査部門 092(673)1195 整備部門 092(673)1196
 登録コールセンター 050(5540)2078
 F A X (1階) 092(673)1197 (2階) 092(681)8090

九州運輸局福岡運輸支局(門司港庁舎)

住 所 〒801-8585 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎6階
 電 話 代表 093(322)2700 F A X 093(322)2711

九州運輸局福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所

住 所 〒800-0211 北九州市小倉南区新曽根4番1号
 電 話 登録コールセンター 050(5540)2079 検査関係 093(473)0481
 F A X 093(472)6451

九州運輸局福岡運輸支局 筑豊自動車検査登録事務所

住 所 〒820-0115 飯塚市仁保23番39号
 電 話 登録・検査コールセンター 050(5540)2080
 F A X 0948(82)3729

九州運輸局福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所

住 所 〒830-0052 久留米市上津町2203-290
 電 話 登録コールセンター 050(5540)2081 検査関係 0942(21)9291
 F A X 0942(22)3085

九州運輸局福岡運輸支局 若松海事事務所

住 所 〒808-0034 北九州市若松区本町1丁目14番12号 若松港湾合同庁舎
 電 話 代表 093(751)8111 F A X 093(751)5382